

参議院農林水産委員会會議録第十九号

昭和四十二年六月二十七日(火曜日)
午前十時十八分開会

委員の異動

六月二十七日
辞任
村田 秀三君
補欠選任
横川 正市君

出席者は左のとおり。

委員長
理事
野知 浩之君
任田 新治君
山崎 齊君
川村 清一君
中村 波男君

委員

青田源太郎君
櫻井 志郎君
田村 賢作君
温水 三郎君
八木 一郎君
和田 鶴一君
武内 五郎君
鶴岡 哲夫君
達田 龍彦君
村田 秀三君
矢山 有作君
北條 尚八君

國務大臣

農林大臣
倉石 忠雄君

政府委員

農林政務次官
農林省蚕糸局長
農林省園芸局長
久保 勘一君
石田 朗君
八塚 陽介君

事務局側

常任委員会専門員
宮出 秀雄君

参考人

中央蚕糸協会 会長 山崎 利作君
日本纖維産業労働組合連合会 中央執行委員長 小口 賢三君
坪田織物株式会社 社長 坪田由太郎君

本日の会議に付した案件

○日本蚕糸事業団法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○農林水産政策に関する調査(寒波によるかんきつ類の被害に関する件)

○委員長(野知浩之君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

日本蚕糸事業団法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本日は、参考人として、中央蚕糸協会会長山崎利作君、日本纖維産業労働組合連合会中央執行委員長小口賢三君、坪田織物株式会社社長坪田由太郎君の三人に御出席をいたしております。

この際、参考人の方に一言ごあいさつ申し上げます。

本日は、御多忙のところ、本委員会に御出席をいただきまして、厚く御礼申し上げます。参考人におかれましては、忌憚のない御意見を述べくださいますよう、お願い申し上げます。

なお、議事の順序について申し上げます。初めに、山崎参考人、小口参考人、坪田参考人の順でそれぞれ十分程度御意見をお述べいただき、次いで、委員から御質疑を申し上げるという順序で議事を進めてまいります。

それでは、まず、山崎参考人から御意見をお述べ

べ願います。

○参考人(山崎利作君) ただいま御紹介をいただきました山崎でございます。

私も、最近、中国の蚕糸業を視察して参りました。つきましては、その事柄をお話しするようになり、御連絡をいたしました。したがって、その点につきまして簡単に申し上げます。御参考に供したいと思っております。

私も、蚕糸代表団として中国を訪問いたしました。わけでございますが、その中には、養蚕、蚕種並びに製糸の代表を含めまして、一行六人でございます。四月の二十九日に中国に入りまして、五月の十三日に出てまいりました。都合二週間でございます。参りましたところは、広東から入りまして、北京に行き、南京に行き、それから鎮江、無錫、上海、杭州と回りまして、また広東に出まして帰ってきたわけでございます。その間、蚕糸業に関しまして直接話したり、また、見る機会がございましたのは、北京における私どもの受け入れ主体は向こうの農学会というのでございますが、その農学会、並びにその席に紡織工程学会の会長の陳という人が出ておりましたが、その歓迎会の席上における懇談会、並びに北京におきまして農学会のほうで養蚕の方面を担当しております主任者を交えましての懇談会、それから上海におきましては生糸を含みます繊維品全体の輸出をやっております絲綢公司の上海の分会、この三つの懇談会、それから現地の視察とい

も、自分の担任しておる事柄だけを話すということ、で、全般的な話をする人がやる、日本におけるたとえば蚕糸局長のような人がいまして全体政策を話す、こういうことではございません。したがって、私も、私どもが得ました知識も、きわめて断片的かつ印象的でございますが、そういう意味におきましてお聞き取りをお願いいたします。

まず、増産の状況でございますが、これは北京で聞きます話によりますと、桑園をつくり出すのにつきまして、すでに食糧、棉花、お茶、その他既耕地には、新しく桑園はつくらない。しかしながら、桑園を奨励は大いにいたしておるのであります。それはもっぱらいままで利用されていなかった土地、こういうことでございました。たとえば、程という養蚕の主任者、これは五十かっこの女の方でございますが、その人の申ししますのに、たとえば山西省におきましては、いままで桑がほんのわずかりなかつたのが、畦畔に桑を植えたというふうな話、これは群馬県における風よけの桑園といいますが、周囲に桑を植えて防風にも役立てる、こういうふうな意味合いがあるかと思っております。そういう例でありますとか、あるいは浙江省、これは向こうにおける養蚕の中心地でもあります、そこにおいては、河川敷の石を大量に運び出す、十五万立米運び出して、そこに桑園をつくったというふうな話でありまして、そのほか、畦畔とか沿線とか、こういうあき地を利用いたしまして、桑園の増植、養蚕の振興につとめておる、こういう話でございます。その山西省に桑園をつくるかあるいは浙江省の川原を利用するとかいうのは、まことに困難なことを、ともかく、ああいう国でございますから、人の努力というところは問題がございせんので、非常な努力を重ねてそういうことをやって

おるといふ話を強調しておりました。そういうところから見ても、副業たる蚕糸業の地位は変わらないうちにいたしても、未利用資源を利用して増産するということは非常にためておるようでございます。

なお、また、これは鎮江の蚕業試験場等でお話でございますが、養蚕地域が相当広がっております。もとは北支のほうでは養蚕はなかったわけでございますが、現在はその方面でも蚕業試験場のプランチを置きまして技術指導につとめておる。そういうふうに広く養蚕が広がっております。もともと、それは、非常に薄いとされていますけれども、ともかく広く行なわれつつあると、こういう状況でございます。

それから無錫で聞きました話でございますが、無錫地区、これも向こうにおける養蚕の中心地でございますが、無錫地区と申しますのは、その農学会の会長が説明をいたしますのに、人口六十二万とございまして、そのうち、そのうちの農家に属する者は、といひますのは、人民公社の社員でございまして、これは無錫地区におきましては全人口の約四分の一でございます。したがって、これは中国においても相当開けた土地と、こういうふうに考えられるのでございまして、無錫地区における耕地面積は、十二万畝(ムー)とございまして、そのうち、桑園は約一割、九千畝とございまして、そこでの繭の産額は四十一万八千七百キロと、こういうこととございまして、これを畝当たりで直しますと、四十五キロ、日本流に反当に換算いたしますと、一反当たり十七貫と、こういう数字が出るわけでございます。

この現地における話、並びに空想、それから話す人の意気込み等から考えてみますと、農業生産全般が年々非常に進んでおるようでございます。本年は昨年比で一五%増だと、こういうこととございました。解放前すなわち十七年前に比較してみますと、二・二五倍と、こういうこ

とに相なっております。これは、ひとり繭だけではございせん。米麦においても、ひとしくさうに増産が進んでおると、こういうふうな状況でございます。

それでは、蚕がどのように進んでおる、あるいは米などもさういふようでございますが、その理由は何かということにつきましては、必ずしも的確な農業のせいであるとか、肥料のせいであるとかいふことは、まあはつきりいたしません。日本の戦後の増産ということでありましたら、まず第一に肥料、それから農薬と、こういうことがあげられるわけでございますが、中国におきましては、一般に水利が非常に進んだといふことは、顕著でございますが、その他の点においては、どういふ技術的理由があるかは物的理由で進んだかといふことは、私どもはつきりいたさなかつたのでございまして、ともかくやり方が非常に丁寧である、こういうこととございまして、桑園にいたしまして、中耕を三回やるとか、あるいは肥料を四回やるとか、あるいは除草を五回やるとか、あるいはさきと、まことに丁寧、細には草は全部はえておりません。施肥と申しまして、金肥はまあ薬の程度、大体は沼のどろをあげてそれをまくとか、あるいは豚の糞を施すとか、こういうこととございまして、もっぱら丁寧なやり方とございまして、

そこで、さういふふうに丁寧なやるのについては、それでは非常に労働力を費やすのかといふことになりまして、何しろ、日本流に考えますと、一戸当たりの耕地面積は三反未満でございまして、これはいくらか丁寧にやりますが、別に労働力がどうという問題はないわけでありまして、たいへんまじめに多くの労働力をもってやっておりますがゆえにこのように生産があがっているのではなからうか、かように考えておる次第であります。おそろく、まあ農業生産のこととございまして、土地生産力という点から見まして、さういつまでも急速な増産ができると思いませんけれども、最近数年のところ、また近い将

来におきましては、相当のテンポで増産が達成されるのではなからうかと、かように推測をいたしております。

さういふふうに増産は進んでおりますが、それでは、技術のレベルといふことが、全体の水準のごときものかどうかといふことになりまして、同行いたしました養蚕、蚕種、製糸の専門家の御意見は、まあ日本の状況から比較してみれば三十年かそれ以上も昔の状況とひとしいであらう、こういうこととありました。それだけおくれいているといふことは使えば、さういふふうにも言えますが、まあさういふことであらうと思ひます。繭等を見まして、私もあまり専門的な知識はないのでございしますが、日本では見られないような皮の薄いふかふかした繭でありまして、これを製糸工場で選別いたします場合には三種類に分けておりますが、全くのくず繭が若干、そのほかのものも二つに分ける、さういふような状況でございまして、繭の品質はむしろ上等ではない。糸目にいたしましては十三号そこそこでありまして、先ほど、反当十七貫と、これはむしろ無錫地区で最も進んだところと思ひます。が、これを日本流の糸目と考えると、糸目と比較して見ますと、日本流の糸目では反当十三貫くらゐ繭がとれるんだと、糸にしましては、まあさういふ見当であらうと思ひます。これは、結局、品種の改良が進んでいないと、さういふことも、はなはだ丁寧ではあるけれども、しかし、昔流のことであると、さういふ理由によるものかと思ひます。また、養蚕形態そのものも、はなはだ丁寧ではあるけれども、さういふ程度でありまして、進歩はこれからといふところとございまして。

無錫で同じく第一製糸場という工場を見ました。それは日本でいう多条機、戦争前の多条機を使つておるのでございますが、人の多いことは全く驚くべきといひます。非常に人がたくさんございまして、かせをひねくり回してさう透か

して見ておる人が十人ぐらゐおるんですね。日本であらういふことをやっておるのを見たことはないですね。さういふ意味で、非常に丁寧である。人手といふことは全く問題がないからでもございしますが、能率といふことは重んずるに値しない、まあさういふことであらうと思ひますが、さういふ状況でございます。

生産隊に参りまして、いろいろ話を聞く、あるいは人民公社で話を聞くと、これはまことにまじめかつ真摯な態度でありました。ああいう態度、ああいう精神、ああいうやり方といふものがやはり増産の原動力になつておるんだと、その理由は、いわゆる科学的なものではないと、まあさういふような印象を受けました次第でございます。

さういふことで、だんだん伸びてくると思ひますが、さて、それでは、一体、輸出という問題とどういふことになるか。これは、向こうの人は全般的な説明はいたしませんけれども、私どもの見るところによりますと、増産をしましても、それがそのまま輸出につながるというふうな様子ではないなかに思ひます。現在、国内にいまする生糸は、主として辺境民族、蒙古とか、内蒙古ですね、それから新疆、あの辺に供給をいたしておるようでございます。国内では一般の人民には使わしていません。また、所得の状況から見まして、絹を使うといふことはできないと思ひます。また、気風からいたしまして、現在は文化大革命で、みな一様の服装でありますから、絹など恥ずかしくてとも着られたものじゃない、さういふこととございまして。しかし、たとえば、無数に立つておる赤旗でありますとか、あるいは至るところにございする毛沢東の写真などは大体絹を使つておると、さういふような状況でございます。国内における消費といふものも相当——少なくとも、パブリックといひましようか、その意味における需要もあるわけとございまして。まあ増産といふことはされておりますが、それが直接輸出につながるというふうなふうには受け取れなかつたというのが感じてございまして。

御承知のように、ヨーロッパに対する生糸は、日本は完全に敗退をいたしました。現在では中共系でございます。これは安定して向こうに供給をしたいというのが中国の考えのようでありまして、日本に対してはどうかというところにつきまして、いわゆる政経は分離でないと、政経一体であると、友好な国に流すんだと、こういうような口ぶりでありまして、数量的にも、あるいは考えをいたしました。日本にたくさん出したいと、こういう考えはないふうでございます。そういうことで、おそらくこれから相当の輸出はするであらうが、しかし、海外市場における意味におきましては、直接にそうひどく競争するという事態が急に起こると思えません。その理由の大部分は、アメリカには中国の生糸が行かない、こういうところにあるのが本質だと思えますが、そういう点もありまして、急激に海外のマーケットにおいてどうこうということはないように思いました。しかしながら、それは申しまして、また、中国はこれから当分といいますが長い間おそらく国際社会に復帰することはないであらうというふうな印象を受けましたが、そこで、販路としては、ヨーロッパとアメリカというように日本と中国と分かれておるわけで、この状況は続くと思えますが、それは申しまして、経済のことではありますから、生糸と申しまして絹製品を通じて、だんだん将来の状況によりましてはそこに問題が生ずるといいますか、少なくとも日本側から見ての問題の生ずるおそれといえますか、そういうことは十分あるわけでありまして、われわれといたしましては中国との間にお互いに事情を知り、お互いに理解を深めていくように将来やっつけていかなければならぬ。そうして、だいたい将来のことかもしれないけれども、必要があれば協定をするといえますか、そういうような了解を具體的なことについても遂げていく必要があるように考えておるのでございます。

しては、現在、国内市場を主としていたしました輸出がふるわないという事情でございますが、将来を考えてみますと、この際何らかの強力なる輸出振興策、少なくとも輸出を細々ながらでも確保するという体制をとっておきまして、将来ともに両国相携えて言うことばがきれいに過ぎるものであります。競争ということばもまた当てはまらないが、ともかく輸出を確保していき、両方の国が協調できる範囲は協調していくと、こういう進め方をしなければならぬと考えておる次第であります。ただいま議題になっております法案につきましては、政府からの御説明等で十分御了承のことと思えますが、日本といたしまして、この時点におきましては、どうしても輸出を確保する対策をとって、そうして急場をしのぐといえまするか、いまの事態をしのぎつつ将来における海外のマーケットを少しずつでも広げていく、そうして内外の市場を広くして蚕糸業を発展させていくと、こういう必要を痛感いたしておる次第でございます。

簡単にございしますが……

○委員長(野知浩之君) ありがとうございます。

次に、小口参考人にお願いたします。

○参考人(小口賢三君) 御指名を受けました小口でございます。

私は、製糸労働者の労働条件を中心とした労働状態はどのようになっているか、それから労働組合の立場で見た蚕糸業の現状及び将来についてどのように考えるか、この二点について感じておることの一端を御報告したいと思います。

お手元に資料をお届けしましたが、急いでつくりましたためにたいへん印刷もきたなくなっておりますが、数字上のことについては、説明するよりか、表で示したほうが理解が得やすいと思いたしましたので、資料の少しきいた点は御割手を願いたいと思っております。

最初に、現在の製糸労働者の賃金水準でございますが、二枚目の「六七年春國後の賃金水準」とい

う点を見ていただきたいと思います。最低賃金は五百八十円、大体熟練工と見られます十八歳三年の女子の賃金が七百四十円から八百三十二円、平均賃金で見まして、女子が七百七十円から七百九十円、大体一万九千二百五十円からは二万円少し欠ける水準でございます。それから男子が、これは家族手当その他を除いた基本賃金としまして三万四千円から三万六千円、従業員平均としまして二万一千五百円から二万四千円の水準になっております。

それから労働者は、現在、機械生糸と国用と器械玉糸その他でございますが、私どもの傘下は、主として国用生糸の一部を含める器械生糸の労働者がその組織対象になっておりますが、全労働者数で二万二千人ほどでございます。

それから労働時間について見ますと、一日七時間四十五分の二交代制を採用して、週四十六時間三十分、一月所定労働時間が百八十七時間に製糸関係ではなっております。

それから退職金は、最近の改訂によりますと、二枚目の表にありますように、婦人で結婚して三年の場合には二万五千円前後、それから五年で五万円、七年で九万五千円から十万円、十年で十七万円という数字に現在なっております。

私たちは、いま現状、そのような段階になっておりますけれども、蚕糸業が戦後たどりました多くの変化の歴史の中で、とりわけ製糸労働者は多くの苦勞をしてまいりました。その産業の賃金水準は、一つには、労働市場の影響、需給関係、それから二つ目は、その国がその産業に対する産業政策あるいは金融財政貿易政策、こういうようなものによってその産業自体の投資とか平均利潤率、こういうようなものがある形成され、それが企業の支払い能力という形になってまいりますが、それらの影響も受けます。また、労働組合の組織率による団体交渉力というようなものも大きな要素かと思うんですが、われわれ蚕糸業の場合におきまして、第一に、労働条件についてまず

生活水準が直接私たちの労働者の労働条件に大きな関係を持っております。

それからまた、生産費の中の労務費について見ましても、産業自体が農産物の加工であるために、相対的に戦後一貫して割りの原料仕入れをせざるを得ない条件に置かれてまいりました。したがって、その割りの高原料の仕入れが労務費に対する圧迫という影響を長い間受けてまいりました。このことは、また、農産物の支持価格制度、あるいは養蚕労働の生産性の低下、こういうことから政策的には農民の所得政策の代替を価格で負担するというような傾向が、これはどの国でも多いのですが、そういうものが結果的に製糸企業に多くの負担を相対的にかける結果になって、そのことがまた労務費を圧迫するという循環を繰り返してまいりました。

それからまた、価格自身、農産物について見ましても、農産物の間の価格政策がばらばらであるという影響、たとえば、小麦、米、繭、畜産、これら一つずつ見てまいりますように、こういう価格政策がそれぞれの農産物についてばらばらであるというふうなことが、また生糸の価格あるいは生糸の加工生産費、そういうものを圧迫する結果、それがやがて賃金にも影響をあたらしまいりました。私たちは、戦前長く、製糸労働者の賃金は、紡績労働者の賃金とたいへんに関連を持ってまいりました。そうして、紡績労働者の賃金一〇〇に対して、製糸労働者の賃金はほぼ九五というふうな比率を多くとっておりまして、ところが、表の一を見ていただければわかりますように、私たちはこのような水準が維持されまいとしたのは、昭和二十二年から二十四年の四月、統制賃金が維持されておった時期だけでございます。二十四年の四月、為替レートがしかれ、当時複数レートで四百二十円のもの三百六十円になりましたが、当時、綿紡績は三百二十円レートが三百六十円になりました。この年、私たちは、二五%以上の製糸労働者が、半年の間に首を切られて職場を去っておるわけです。それから二十二

は多くの問題がございます。特にコストの面におけるところの農産物支持価格制度とコストの問題、それから輸出市場におけるところのとりわけ絹の場合では、外国の合成繊維、人絹その他の競合繊維の影響を深く受けておるわけですが、これらの問題における内外の物価の問題、こういうふうなものが、生糸、絹織物段階でコストの面ではたして将来吸収が可能かどうか、こういうふうな問題がいろいろあると思っております。

それから国際収支全体の面から見ても、伝統的に蚕糸業は輸出産業ではございましたけれども、多いときで四、五年前に一億ドル、最近になりまして四、五千万ドルの生糸と絹織物を含めても外貨が獲得できるかどうかということが問われている現状でございます。そうなることが問われますと、貿易収支面でも、実は、生糸の輸出あるいは蚕糸業自体のウェイト、こういうことが問われておるわけですね。

したがって、これらの三つの問題を蚕糸政策の基本としてはどうしていくかということが、国の産業の基本として問われなければならない。そうでなければ、部分的に、繭の増産はどうか、あるいは繭の価格はどうか、あるいは輸出は可能かどうかということを取り上げておいても、かなり無理な部分が幾つか重なるように思われます。

それらの具体的なことについての意見は御質問の中で答えたと思いますが、いすれにしても、ここ戦後の蚕糸政策全体の傾向としては、かなり価格政策を中心として問題が政策的には推移してまいりました。そのことは、一面、農産物支持価格制度の問題等との関連においてやむを得ない事情があったことも認めますが、反面、また、業界内部においてコストに対するきびしい感覚が少し麻痺していないか、そういう感じもいえない。そういう意味で、コスト競争全体にどう対応した体質をつけるかどうか、このことについて政府は一体どういう部分を受け持ったらいいか、業界はどのようにこれに対処したらいいか、これらのことが問われなければならないと思います。

私たちは、蚕糸業の中に働き、自分たちが絹の生産をしておる、また、この業界は、長い歴史を持つておるだけに、それだけにまた伝統もあり、まとまりもあり、制度的にもかなり完備した体系を持つています。そういう意味で、私たちは、労働者として、この産業に働くことに誇りを持っておりながら、同時にまた、現状のままでは推移することになりますと、将来、組合員の雇用の保障についても、引き続き向上するであろうところの賃金水準のアップについても、かなり問題を持つという点について危惧しております。

○委員長(野知浩之君) ありがとうございます。次に、坪田参考人にお願いたします。

○参考人(坪田由太郎君) 私は、ただいま御紹介にあずかりました参考人の坪田でございます。多少でも御審議のお役に立てば幸いと存じます。輸出絹織物製造業者の参考意見として一言申し上げてみたいと思っております。

このたび、政府農林省は、われわれ蚕糸、絹関係業界一致の建議を請にたえて、必要な予算十億円と、日本蚕糸事業団法の一部改正法律案を国会に提出せられ、私どもの参考意見を御聴取いただけることをまず感謝申し上げる次第でございます。

今回の政府の政策のねらいは、一言で申せば、絹の輸出新体制を確立して、日本蚕糸事業団がその業務として輸出用生糸を一定価格で一定期間、一定数量をわれわれ絹織物業者にも引き渡して下さると承りまして、業界はこれを歓迎しておる次第でございます。しかし、実際的方法となりますと、新しい仕方でございますので、何かと困難な問題があることを覚悟しなければなりません。私は、六十一年の長きにわたる生涯をかけて輸出絹織物の業界を歩ませていただいた一人といたしまして過去を振り返つてみますと、原料生糸の仕入れが相場の高下のため、どうしても投機的な商売となつてしまい、いわゆる山高ければ谷深しで、

たいへんな不安と苦勞を重ねてまいつたのでございます。そこで、その体験の中から、感想と申しますか、意見と申しましようか、若干のことを開陳いたしてみたいと思っております。

まず、第一に申し上げてみたいと思つたことは、国が対策の方針として輸出の増進をはかりたいというお考えならば、生糸を出すよりも、織物に加工して輸出することに力を入れ、重点とすべきだと思つてございまして。これは私が絹織業者であるから我田引水のことを申し上げるというのではなく、客観的な諸条件がそういう結論を導いているのではないかと申すわけで、敗戦後の繊維界は、急激に人絹、化繊が伸びて、各種各様のものがたくさんできてまいりました。世界では、一千万トンから四、五千万トン一億一千五百万トンの供給力を持つに至つたといわれていますが、その仕入れ価格は、一定期間、一定価格です。すなわち、生糸以外の繊維は、いずれもみな安定した価格で仕入れができるのでございまして。しかるに、生糸のみは、不安定な値段で原料生糸の手当てをしなればなりませんので、どうしても機屋という商売が投機的となり、不安定な商売になりますので、他の繊維に押されざるを得ないのでございます。もちろん、値段の点も影響がありましよう。しかし、高い安いの問題よりも、一定した安定価格で手に入るということが、どんなに商売がやりやすくて、お客さまの消費欲に即応することができるといふか、存じ上げる次第でございます。しかし、このことは、観念的にはよくわかりますが、実際問題となると、なかなか容易ではななく、今回のように政府の御配慮で事業団が一定価格で、一定期間、一定数量を引き渡して下さるといふ一本の柱が立ちますと、私どもの輸出業界にとっては一つの光明となるものと信じている次第でございます。願わくは、この価格安定政策が蚕糸業安定成長政策となつて蚕糸日本の躍進に役立つ起死回生の道を開きますように期待し、私も業界もできる限りの御協力を申し上げたいと存ずる次第でございますが、目下瀕死の状

態でございますので、一日も早く実現の運びに至るよう、お願いを申し上げます。

第二点として申し上げたい点は、蚕糸日本は、いまでも全世界の六割を生産している蚕糸国でありますから、世界の二割生産国といわれているお隣の中国と手を握れば、全世界の八割供給力となりますので、両国は、海外蚕糸国際市場の協定につとめ、不当な価格競争をやめて、協定価格制度を打ち立てる努力をすべきだと思つてございまして。この点は大きな問題でありますから、すぐに実現するわけにはまいりますが、両国の関係業者が相協力して、両国間の業者協定にまでこぎつけるよう、お互いに心すべき課題であらうと思つております。さらに、山添中央蚕糸協会長さんらが親しく中国に渡られ、業界に親善友好のムードづくりの第一歩を踏み出したことには、非常によかつたと思つております。どうか、今後一その御推進を御期待申し上げたいと存ずるところであります。

次に、繭糸の増産問題を第三点として申し上げたいと思つております。繭の情勢は、今後ますます需要を増大する見通しでありまして、われわれの絹業界の前途は明るいと思つておりますが、この際ぜひとも検討を加えていただきたいことは、需給アンバランスのために価格を現況以上の高水準に押し上げることなく、この程度で安定基準価格を落ちつかせて、急速に原料繭の増産をはかるようにすることが必要であると思つております。政策的にも、現在程度の糸況で繭糸価格が安定することになれば、養蚕農家の繭再生産も可能でありましようし、経営近代化にいそむことも可能性が高まつてきたと思つておりますので、政府官民が力を合せて、一大繭の増産運動を起こす一面、輸絹の海外進出にあらゆる努力をいたし、世界的な需要の拡大均衡に道を開いていくことが現下最も大切な蚕糸対策であると存ずる次第であります。

以上、簡単に国会御審議の御参考のため所見の一端を述べさせていただきますが、参考人としての意見開陳を終ります。

○委員長(野知浩之君) ありがとうございます。

た。

以上で参考人の方の御意見は終わりました。
 それでは、質疑のある方は、順次御発言願いま
 す。

○武内五郎君 参考人の方々には、たいへん貴重なお考えをお述べいただいて、ありがとうございます。私は、まず第一に、中共を御訪問されて非常に貴重な資料をお持ち帰りになった山添さんにお尋ねをしたいと思います。

御承知のとおり、日本の民族の歴史とともに発達してまいりました日本の生糸産業が、最近、政策的にも、経済上の地位等においても、非常に低下していると同時に、特に貿易の面において日本の生糸のシェアというのはだんだん落ちてまいったように見られます。それは、かつて日本の生糸の市場でありました欧米地方において、わずかに米国においてまだようやく日本の生糸の市場の立場を保持してはおりますけれども、欧州におい

てはほとんど失われたと言ってもさしつかえない状態になってまいりました。特に、そういう中で、中国の糸が非常な進出を見せてまいっております。私は、中国や韓国、あるいはその他の東南アジア方面における生糸産業の前進ということ、決して悪いことではないと考えております。したがって、中国の最近におけるそのような進出に對して、われわれ日本の蚕糸業としてはどういうふうに對処し処置するかということがむしろ非常な問題であると考えます。このときに、山添さんたちが、日本の生糸産業に關係ある各業種の代表の方々とともに中国の実態をごらんになって参られたことは、非常にとうといことだと思えます。そこで、特に中国において蚕糸事業の中心になつてゐる方々にお会いされて、日本の蚕糸業と中国の蚕糸業との関連、あるいは技術の面において、あるいは市場の調整の面において、したがつて、さらに具体的には価格調整の点において、いろいろな問題がお話のうちに話題にのつたと考えられます。それらの問題について、できれば具体的ににお話しいただきたいのでありますが、時間の

關係もございまいしよりから、まず第一に、私は、今日日本の生糸が大きく欧州方面から足を抜いてきた大きな原因というものは、価格の問題であつたと考えます。日本の生糸が今日最低価格で六千三百円の標準値である。ところが、中国の糸は五千数百円で出ておる。そこに大きな開きがあり、まして実勢価格からこれを見ますと、二千元をこえる格差が出ておるのでありまして、これらの調整が非常に大事な問題であると思うのであります。まず、その点について、価格調整の点で將來中国との協調のできる可能性があるのかどうか、その点についてのお話を承りたいと思います。

○参考人(山添利作君) 価格調整という問題には、二つの点があると思います。一つは、両国の間で話し合いができるかどうか、協定ができるかどうか、こういう面と、もう一つは、コスト競争という意味において成算ありや否や、こういう二つの面でございいます。

きたい。こゝろいう政策を持つてゐる。そこで、いま日本が輸出余力がないときに、中国において一定した価格でヨーロッパに生糸を供給し、そうしてその需要を保つてゐるということは、世界的に生糸の消費を維持し、將來伸ばしていくという意味においてはすこぶる有効である。そうして、われわれの共通の利益としては、何といつても世界的な生糸の需要を伸ばすのが必要であるから、中国においてはこれはまあ國情によりまして世界絹業協会には入つておりませんけれども、そういうところに入ることは國としてむづかしいであらうが、世界における絹の消費増進を目的としてゐる世界絹業協会の会合のあるたびにはひとつつてオプザバーとして出かけていつて、消費増進というこのために応分の協力をされることが望ましいと、こゝろいうことを強調いたしました。

価格の点におきましては、先ほど申しましたような事情がございまするので、あなたのところは

むずかしいわけであります。常識論から申し上げますれば、農産物のごとき要するに努力が主であるものについては、労賃の低いところが有利にきまつているじゃないかと、こういう常識論もある——常識論といいまするか、原則論としてのそういう事柄は承認しなければならぬと思いまするが、しかし、一体、じゃ中国でどの程度藪をつくるかということになつてみますると、最近、日本の生糸が上がつたために、中国における輸出価格も非常に上がつております。しかしながら、藪そのものの価格は、これは十数年やっぱり据え置きであります、それは米その他の農産物との一定の価格関係のバランスから来ている価格でございます。もうかるからそつちへひとつ自由経済のように生産を集中しようじゃないか、あるいは、そういう生産要素が移動しやすいように値段を変えると、こういうことではございません。それからまた、何と申しまして、あれだけの人口を養うというため

の食糧の自給ということはまずたいへんな業務で
ありまして、先ほど、非常に進んでおると、進む
といいますが、生産の増加を来たしつあるとい
うことを申しましたけれども、その事柄がしかし
いつまでもそういうふうに蚕糸だけが進むとい
うことは不可能でございまして、やはり全体の経済
の中におけるおのずから副業としての蚕糸の地位
がある。かつまた、国内の需要ということも、余
力があればといいますが、回していく潜在需要
は非常に膨大である。また、輸出政策として
も、無理やりに市場が余るのに中国は押し出さな
きゃならぬというような経済態勢でもないわけで
ありまして、計画的にコントロールできるわけ
でございします。

まあそういうことで、経済学的にコストを論ずることはこれはちよつと不可能だと思ひます。ところが、一般判断として急速に海外市場の状況が、國の關係で顯著な變化を來たす、お互いに何らか特に困つたような事態が近い將來に起こるであらうというやうな感想は持たなかつたと、こゝういふわけでございます。

○武内五郎君 コストの問題、さらに価格の問題等についての協定あるいは調整というよりな問題は、これはなかなか容易じゃないと思います。特に中国は国策としての蚕糸事業の問題、それと日本との蚕糸事業関係等の調整というのは、これはもう実にむずかしいことは御承知のとおりであります。しかし、私は、それは同時に努力しなきゃならないでしようし、その希望はたゆまない努力の結果達成するように考えなければならぬと考えておりますので、特に蚕糸事業の中心になっておられる山添さんたちの御努力をお願い申し上げます。

さらに、いま山添さんのお話の中にもございましたが、今日の中国の技術の問題、これは日本の三十年前ぐらいの水準だと。そうかもしれせん。特に糸の質等の関係から考えてみますと、やはり相当の技術的な開きがあると考えます。同時に、日本の進んだ技術の交流という点が考えられてこなきゃならぬと思うのであります。ことに、山添さんたち一行の中国訪問の大きな目的の中に、生産技術の交流ということが強く取り上げられておるはずなのであります。それらについての現地で把握されてまいりました感想、そういう点はどういふふうになっておるか、お伺いしたいと思ひます。

○参考人(山添利作君) これは、技術交流という意味におきましては、日本が中国に学ぶ点は多々あるわけでありませう。中国が日本に学ぶ点は多々あるわけでありませう。しかし、私も参りました際には、広く専門家というわけでもございませんでした。ただ、私どもも向こうを見せてもらひかかわりに、向こうの方もひとつ日本の事情をよく見てもらいたい。同じ人数だけ、同じ日数だけ、向こうの都合のいいときに日本に来てもらつて日本の事情を見てもらひ、こういうことにならしてあります。向こうにおける品種の改良等、なかなかまだだといふ思ふか、これからやるということだろろうと思ひます。鎮江の試験場を見ま

して、ここは人間が二百人おるわけでありませう。しかし、研究室等を見ましても、どういふ内容の研究か、私どもよくわかりませんが、顕微鏡の数、研究員の数というよりな点から観察してみますと、まだまだということであらうと思ひます。

しかし、一番大きな問題といたしまして、中国における蚕糸業のネックは、蚕室の問題であらうと思ひます。蚕共同飼育という点は、非常に丁寧な、特に丸かごのりつばなやつでやつておられました。これを各戸に分配するという段階になりました。むろんこれは集合的な団体化された養蚕ではございませうけれども、しかし、いまのところ、各戸に分配して飼う場合には、蚕室がネックであります。上海近辺では、農家の建物も若干は新しく建てられておまして、これは住居としては相当不自由はないと思ひます。しかし、大部分は、旧来のままの例の土の建物でありまして、窓がない、まっ暗な、スペースもなければ、とても蚕を飼える、日本人の頭では少なくとも蚕の飼えるところとは思ひません。蚕をふやしていくというためには、まず蚕室ということがやっぱり大きな問題で、これは一つや二つ建てるのは問題ございませうけれども、広範にそういうことになりましますと、これは相当の国家投資を必要とする事柄でございませうから、その辺がやはり、これは韓国も同じ事情だと思ひますが、ポトルネックであらうと、こういうふうになっておられます。

技術交流そのものにつきましては、私どもの態度は、これはいろいろ国別に考えなきゃいかぬわけではございまして、日本としては何ら隠すところはない、しかし、やはり物を勉強するのは、自分分努力をして自分で勉強するのには、原則であらうと思ひます。日中の関係におきましては、そういう意味において、隠しはしないが、勉強してひとつ持つていってほしい、こういうフエアな考え方、フエアといふ思ふか、そういう考え方でいきたい、こういうふうになっておるが、先般参りましたときには、たとえば、原

蚕種をもらいたいというよりな具体的な話はございませんでしたし、また、長期の技術者を駐留せしむるというよりなことは、いまの国交状況ではこれはできないと、こういうことになっておるよりな次第であります。

○中村波男君 ちょっと関連して。

最初に山添参考人にお聞きしたのであります。最近輸出のほうに若干の輸入が多くなつた、そのほんとうの原因は価格にあると思ひます。問題は、需要が内需において上回つておるといふことから来る問題だといふのであります。そこで、将来を考えると、いま武内委員からも中国との競合を避けるような方策がないかといふようなことも提起されましたが、しかし、私は、中国は何といつても社会主義の計画経済をやつておるのでありますから、内需というよりも、何と申しますか、貿易政策として、場合によつては日本と競合して輸出をどんどん伸ばしていく、いわゆる生産費というものが中心にならぬ貿易というものが行なわれるということも考えておかなければならぬのではないかと申ひます。そのうち立場から言ひますと、やはり中国の養蚕が伸びるというのを前提にして日本の産業政策というものを根本的には考へておかなければならぬのではないかと申ひます。

そこで、いま、中国等を中心にしたしまして輸入がふえておりますが、品種的には総体的に日本の生糸のほうにすぐれておるといふふうに承知をいたしておりますが、そこで、蚕糸業振興審議会から申ひますが、そこで、蚕糸業振興審議会から申ひますが、安い外国の生糸を輸入して、用途によつてはそれが適応性を持つというふうにも聞いておられますので、したがつて、これを内需に回して、そうして日本のすぐれた生糸を輸出すると、そういう、大胆と申しますか、そういう方向で考へていくことについての問題についてどうお考えになっておるか。また、蚕糸業振興審議会

が建議しておりますように、ただ事業団が輸入生糸を買入れ、売り渡すという事業と同時に、輸入生糸を一括して扱うという道を与えて、そうしてやはり操作をするということが混乱を避ける道ではないかと、こういうふうにも考えられるのであります。そういう点についてどういふふうにお考えになっておるか。

さらに、それに関連いたしまして、坪田参考人にお尋ねをしたいと思います。安い中国の糸、韓国の糸を輸入して、それを日本で加工をして輸出するといふ、そういうことについての将来性と申しますか、現実には見通しとしてあるのかないのか、こういう点もあわせて承つておきたいと思ひます。

○参考人(山添利作君) これは、日本においても糸の品質はいろいろ種類がございませう。中国におきましてはいろいろあるようございまして、一がい中国糸が悪いといふことではない。むしろ、細い繊維でやりますから、かつ、それを非常に丁寧にやりますから、練り減りの少ないすぐれた糸もできるわけでありまして、したがつて、そういう意味において、日本と中国とは糸の種類が違ひから、品質の悪いものを日本に入れてそれを国内消費に充て、日本の糸もしくはその加工品を海外に出したらどうかといふことは、これは現実的でないと思ひます。ただ、現在の日本の状況におきましては、何と申しましても全体的に足りないわけでありませうから、相当程度中国の糸が入つてまいりますことも、これは需給をモデレートに保つておるといふ意味においては貢献があるわけでありまして、私どもは、立場上、大いに入つたらよろしいとは思ひます。けれども、そういう需給を緩和しておるといふ作用が現在のところはあつてあらうと思ひます。

ただ、この蚕糸事業団体法の改正につきましては、振興審議会等で審議をいたしましておる過程におきましては、何と申しましても、輸出といふことは、海外に出す生糸並びに繅織物の原料をあ

る範圍において一定期間、一定価格という事で安定することを目的としておりますけれども、その背景と申しますか、前提といたしましては、全体的にある程度生糸の価格が安定しておるといふ安定を強化するというのがやはり前提でございます。その全体的のものがきわめてふらふらしているのに、一部分だけを安定せしめるという事は、少なくとも連年にわたってそういう政策をとり得るといふことは不可能でございます。そこで、安定ということになりますと、これは輸入物も含めた全体的な操作ということでは、安定の完全な効果は期せられない。その意味におきまして、繭糸価格の安定の一その強化のためには、これは輸入生糸も管理したほうがよろしいと、こういう思想でございます。しかしながら、先ほど申し上げましたように、現在のところは、輸入生糸があるがために特別の擾乱要素といふことをなしておるわけでもございせんが、また、坪田さんは、おそらくそういう糸を使って輸出製品をおつくりになると、こういうような便宜もいまはお持ちになつておるのであらうと思ひますが、まあいろいろの関係がございまして、今回の法案にはその点は盛り込まれなかつたのであります。が、将来、大量に輸入生糸が入つてくるということでは、そのときにはやはり全体的な輸入生糸を含むところを対象としたところの安定といふことを考える。したがつて、事業団も輸入生糸を取り扱ふということが必要になつてくると予想をいたしております。そういう際には、また、あらためて国会におきまして十分御審議をいたして、そういう方途がとられますように希望をいたしておる次第でございます。

○参考人(坪田由太郎君) いま私にどういふことを説明せよとおっしゃいますか、もう一度……。いまの説明をどういふことをせよというお話でございしましたか。

○中村波男君 坪田さんは、生糸で輸出するよりも加工して輸出したほうがいいんだと、さつきそ

ういう御意見があつたわけでありまして、その加工して輸出をいたしますのに、いまのところ外国の生糸のほうが安いのでありますから、安い生糸を輸入してそうして加工をするというふうなことを今後の見通しとしてどのようにお考えになつておるか。さらに、加えて、今日、輸入した生糸で加工して輸出されておるという数量といふようなものがわかつておつたならば、この機会にお聞かせおき願ひたいと、こう思つてあります。

○参考人(坪田由太郎君) それは、生糸に加工するということは、織物にして出すということですね。

○中村波男君 そつです。

○参考人(坪田由太郎君) それは、つまり、そうすればこちらの外貨獲得ができる、こちらで織つて出せばですね。それで、先ほど山添さんもおつしやつたように、まず、生糸が、中共から入ってくる生糸も悪いのもありますし、また、日本でできる生糸も悪いのもあります。そこで、いま、この価格の面で、どうしてもこういう相場は、われわれの考えでは、商人が売つた買つたをされてさうして上がつたり下がつたりするがために、こういうことになつたんじゃないかと、私はさういう考えも持つております。相場師が、きょう買つた売つたといふことを何にもそれに制裁を加えることができないのですから、売つた買つたしては、それで相場を上げては、そして、向こうでは、安定がせぬ相場やから、絹にだんだんと魅力が薄くなつてきてさういふことになつたんじゃないかと、さういふことも私は考へています。

いま、安定相場にして、これよりは日本は上げもせず下げもせぬのだと。養蚕家とし、製糸家としても、これだけの工賃がなければこのなにはできぬのだと。だから、日本の品物をこの価格でさえすれば、工賃に対しては幾らかはいろいろな品物によつて工賃の差はありますけれども、原料としてはこれよりは安かぬのやから、向こうの商人がこれを注文して買えば、一年なら一年だけは原

料は安かぬのやから、これで仕入れて仕事にしてもいいじゃないかと、さういふことになるかと、私はさう思ひます。

この辺は、相場が上がつたといふことは、六千万円のもの、七千五百万円のものといふことは、これは品物がないからといふんじゃないに、国内でも使つておるんです。相場師があつて、相場師を押さえることがでけん。それがために、相場師は、向こうは七千万で買つたら、わしは七千五百万円で買つてさうし、また売つた買つたのこれをするがために、ほんとうの養蚕家がこれだけなけにや売れぬといふそのなにはじゃないと思ひます。

ここで養蚕家も持つて製糸家も持つてる値段がどの辺であるか、正当の製糸家も養蚕家もこれなら立つていける——まあ養蚕家は、いまいろいろ野菜物をつくつたり穀物をつくつたりする農家と違ひまして、果樹をつくつたりさういふものとどうでも比較して、同じことじゃといふこともこれは考へもんじゃと思ひます。それで、ある程度は、この値段ならば養蚕家もこれでやっていける、また、増産も、これなら、しても安心して増産ができるという価格をなせぬことにおいては、これはどうしてあかん。

それで、われわれは、いま加工してといふことは、こつちで織れば、工賃もいくらかはいまは高うはなりましただけども、外国とはいくらか安うなるんじゃないかと思ひます。

さういふことを私は考へています。

○武内五郎君 お答えがあるいは重複するように先ほどのお話の中から私もよく取りまして、山添さん一行が中国を訪問されるその場合のいろいろの課題をお持ちになつて参りました。特にその中で、先ほど私も申し上げましたやうな、技術の交流を中心とした相互交流をはかりたいといふことが大きな問題であつたと存じます。そこで、簡単に申し上げるが、さういふ交流を今後お互いに努力する、日本も努力するし、中国も努力

する、この努力を具体的にあらわせるたとえば一つの協議機関、両国の養蚕業に關するお互いの協議機関といふものの設立の可能性があるかどうか、その点と、それから、したがつて、第二点は、今後日中養蚕業の提携のもとに、将来の養蚕業発展、これは私は日本の養蚕業と中国の養蚕業といふやうな意味合いでなく、世界的な意味における養蚕業の発展といふところを考へつつ、将来のさういふお互いの話し合い機関といふものができるのかどうか、それらについて特にお伺ひしたい。

○参考人(山添利作君) 目的とするところは、ただいま武内委員がお述べになりました点には私も同感であります。中国においても養蚕はなからうと推察をいたしております。協議機関といふやうなものをつくるかどうかといふことにつきましては、可能性がないとは申しませんが、私どもは、さういふことになりますると、多少政治的な問題にもなりますので、もつぱら友好的な交流の積み上げによつて目的を達したい、さういふふうになつたところを考へておる次第であります。

○武内五郎君 次に、私は、小口参考人にお尋ね申し上げます。日本の各産業の中で、日本の労働者の地位といふものは、最近、非常に大きく前進してまいりました。しかし、なお、世界の労働者の水準から見れば、まだうんと低い。特に養蚕業界における労働者の地位、生活水準、さういふやうなものが非常に低いといふことを承つてまいりました。これは日本の労働者の低い水準をあらわすサンプルのやうな形になつておると考へられます。かつて、岡谷の女工さんが、しばしば諏訪湖に身を投げてくたさいといふ立て札が立つておつた。それほど製糸業における女工に対する待遇といふものは低かつた。女工衰史がつづけられたのも、私はさういふところから来ておると考へます。今日、さういふ時代とは大きく変わつてまいりましたけ

れども、まだ低い労働者の水準というものは製糸労働者によって代表されておるうちに考えられます。

そこで、特に私はこの中で、時間の関係もありますのでかいつまんで申し上げますが、最低賃金制の問題、ILO三六号ですか、最低賃金制に関する条約がある。これがまだ日本では批准されていないという。しかも、日本の最低賃金法は、地域、業者別協定によって、労働者を除外された業者間の話し合いで最低賃金制が定められておるといふことがあります。そういうことがまだ依然として続いている。いま小口参考人のお話を承りました。この表示の中にも、まことに驚くべき労働賃金の低さが出ておられます。これは日本のニコヨン労働よりもなお低い。これで生活できるのかどうかというのを疑わざるを得ない賃金であります。一体、まだそういう状態が依然として続いているのか。まことにこの表示を見ましても惨憺たる状態を感じざるを得ないのであります。が、その実情はどうでありますか。

○参考人(小口賢三君) 製糸労働者が歴史的に労働条件が非常に低かった、また、現在も相対的にかなり低いという点については、武内先生のほうから御指摘になったとおりであります。しかし、私どもの組織の努力によってかなり改善されてきた部分もございます。たとえば、先ほど最低賃金五百八十円と申し上げたのですが、現在、政府の業者間協定は、東京都について五百二十円、それから鹿児島その他熊本、島根等の地方において四百十円になっております。それからこれは十五歳の婦人労働者が直接対象になっておるものでそうになっておりますが、それでは平均賃金について一体どうかといいますが、やはり繊維産業の婦人労働者の低賃金が日本の婦人労働者の低賃金を規制しているという点を強く感じております。たとえば、お話の出ました失対賃金ですが、ことしの四月の改定で、東京、神奈川、大阪地区は七百九十円になりましたが、鹿児島、熊本等では、四級地で五百六十六円です。こういう状態では、

考えますと、私たちは、現在の賃金に少しも満足していません。

それで、私たちは、私たち自身の労働条件を引き上げる戦いの中で、最低賃金制のお話の出ました戦いがかなり重要な役割を果たしているというのを感じ、私もつい最近まで中央最低賃金審議会の労働者側委員をやっておりました。また、私たちの組織を通して、製糸労働者の最低賃金制の戦いをしまして、最低賃金法十一号の申請につきましては、関東地区一円、その後、埼玉県、福島県、長野県、これらの地域においては、労働協約の拡張適用による最低賃金制を勝ちとりまして、産業界においては、十一号について成果をあげました点では、綿紡績と並んで繊維産業が最も進んでおります。しかし、その賃金の水準につきましては、必ずしも十分ではありません。先ほどの一般報告の中で申し上げましたように、製糸賃金は、農村との関係を非常に強く受ける、それから農産物の加工という関係もありまして、工場が農村に多い、企業も中小企業が多い、こういうようなことが重なり合ひまして、賃金が安くなっているわけでありまして。

また、製糸賃金と農民の所得と非常な関係があるという点で例をあげますと、昨年の農業白書によりますと、農民の総就業時間が千四百八十時間、一人当たり就業時間の農業所得が十九万六千三百円になっておりますが、これは一時間当たりにして百三十三円です。これに対して、製造工業の労働者の賃金は、ことしの三月の状態、三十人以上の、きまつて支給される雇用労働者の賃金が、一時間二百四十四円になっております。それから婦人労働者の賃金は、これに対して百十四円です。繊維産業の女子につきますと、一時間九十九円三十銭、こういうような状態で、これは製糸業自身ばかりではなしに、日本の全体の労働者の賃金水準が現在の日本の工業生産力に見合っていないというところについて、私は強い抗議の意を持っています。

私たちが主張しております法定最低賃金は、月

額一万五千元、一時間にして七十五円でございますが、これは、時間にして、アメリカの米ドルに換算して、一時間二十セント、すでに沖繩では一時間十二セント、アメリカではことし二月から一時間一ドル四十セントという数字が出ています。日本の国民所得はアメリカの四分の一を占めております。こういう点から考えまして、私は、国が一ドル二十セントの最低賃金制が実施できないという理由を見出すことが困難です。そういう意味で、コストの問題が先ほど出ておりましたけれども、とりわけ中小企業の産業政策を考えます場合に、繊維物の場合にもそうでございますけれども、最低賃金制と家内労働法の制定というものは、中小企業の近代化政策を進める上で、経済政策の土台に考えていただきたいと思いますところですので。

○武内五郎君 全く私もそのとおりだと考えております。それで、さらにお伺いしたいのであります。が、欧州を旅行した人々の話を私は聞いております。たいいていの国では、日本の品物をあまり好んで買わない。特にイタリーなんかにおいては、ほとんど日本の商品がローマの店頭には見られないという話なのであります。どうしてそういうことなのかと聞いておきますと、最低賃金制もろくに労働者の立場を考慮してくれない、あるいは、せつかくお互いにきめたILO諸条約を十分に批准し、あるいは審議していない日本の状態では、そこからできる品物は労働者の血と汗を流して取りつたような品物だから、こういうようなものはわれわれ好んで買うことはできないではないかと考えて反問されたと言われているのであります。事実、欧州における、ほかの中国やその他の生糸が、いくら日本の生糸よりも価格が低いとはいいながら、日本の生糸が欧州から足を洗われたいというところは、私はそういうところにあるのではないかと実は考えられるのであります。そういう点についてはどうお考えになるのか。

額一万五千元、一時間にして七十五円でございますが、これは、時間にして、アメリカの米ドルに換算して、一時間二十セント、すでに沖繩では一時間十二セント、アメリカではことし二月から一時間一ドル四十セントという数字が出ています。日本の国民所得はアメリカの四分の一を占めております。こういう点から考えまして、私は、国が一ドル二十セントの最低賃金制が実施できないという理由を見出すことが困難です。そういう意味で、コストの問題が先ほど出ておりましたけれども、とりわけ中小企業の産業政策を考えます場合に、繊維物の場合にもそうでございますけれども、最低賃金制と家内労働法の制定というものは、中小企業の近代化政策を進める上で、経済政策の土台に考えていただきたいと思いますところですので。

○参考人(小口賢三君) ヨーロッパへの輸出が減ったということと賃金との程度関係があるかどうかというのには、確かにそれ自身をストレーに考えることはかなり無理があるかと思ひます。私は、コストの問題のところでも少し申し上げたんですが、蚕糸業の将来の点でいいますと、たとえばコストの問題で多くの友だちが一つの計算をしたんですが、それによりますと、まず、コストの点で、製糸労働賃金とそれから養蚕の家族労働報酬というものを考えて、将来今後二十年の後は、いまのアメリカの賃金水準に日本の労働者の賃金水準が行くというのを想定してみた場合に、生糸の価格あるいは繭代、それらは一体どういふことになるのか、こういうことを計算した例がございます。それによりますと、養蚕労働も、一時間当たり現在の家族労働報酬に対して四倍ないし四・八倍、一時間三百二十円から三百六十円、製糸労働者の賃金水準も、二十年後には三百十円ないし三百六十円、これはちょっと低いですが、一応そのような一時間一ドルという賃金になることを想定した場合に、一体どうなるか、こういうようなことを仮定して、その前提の上に立つて、生糸の価格を相対的に見て、この計算では他の合成繊維との競合関係、これらを考慮して六千円というものを考慮し、六千円の糸価水準というものを前提にして、比例配分を八対二にし、かつ十年後には糸部が一八・七％、二十年後には二〇％、こういう改良を仮定した場合に、こういう糸価六千

円の水準というものを維持する場合について、一体、合理化目標はどういうことが要求されるか、こういうことを試算しております。それにありますと、十年後には一俵当たり十六人ないし十七人、二十年後には労働生産性が現在の倍上がることを想定しなくてはならぬ。そうして、俵当たり八ないし九人。それからそういう場合の糸価六千円とした場合の繭元原価というものを考えますと、糸価等も考慮しますと、十年後には一九七五年にはキロ八百五十円、二十年後にはキロ九百円、そうして、生糸の加工原価を千二百五十円、こういうふうなことをいって、いま労働生産性が一六〇%、俵当たりでいきますと十六ないし十七人、二十年後には二〇〇%、俵当たり八、九人にしないでいけぬ。それから養蚕の場合には、十年後に生産性を現在の八割増し、二十年後には二・二倍くらいに高めなければいけないであろう。そうして、養蚕の一経営単位が年産二千キロの繭をつくるという条件を可能にしなければいけないという条件を計算上はしています。その場合には、製糸企業自体としては、十セツ年間一工場について五千ないし六千俵の糸、繭の取納量にしますと、千六百五十トンから千九百八十トンの繭を収納する。そうして、そういうことによつてそれが可能になるというふうなことを言っています。

それから養蚕でいきますと、現在の稚蚕と壮蚕の分業化を進める。しかし、その場合でも、一定の限度があるので、その次の段階では、栽桑農家つまり桑だけを栽培する農家と同時に、桑を栽培しつつ飼育する農家との分業化というものを進めなければならぬ。将来、合成繊維その他の競合繊維とのコスト競争に耐えるためには、養蚕も、年間を通して行なわれるような状態というものをつくり出さなくちゃならぬ。栽桑と飼育の分業化の十年後の段階では、年間八回飼育するとして二百日就労、こういうようなことを考えると、一応八百五十円という段階には到達するだろう。しかし、現状のまま二十年後に一時間一ドルというこ

とを想定した場合には、労働賃だけで計算上六千円になる。糸価は一万円くらいにならないといけない勘定になつてしまふ。そういうことになる。これは生糸の需要について著しく圧迫する条件もあるので、最終的な二十年後の段階というところになれば、人工飼料による養蚕工場というものをやはり想定をして、製糸工場あるいは養蚕の共同化その他によつて養蚕工場というものを考え、一日一トン当たり飼育労働力百人くらいで、年間三百六十五日毎日毎日掃き立てをし、繭を一トンずつ生産して、乾燥というふうなことを経ずして操業機械にそのまま糸がひかれる、こういうようなことを技術的に可能にせしめなければ、コストの問題について将来問題を生むのではないかと、こういうことを計算しています。これは一つの試算にすぎませんけれども、やはり私たちの将来に、かなり大きな問題があるということをこの単純な計算だけでも示しています。

それから輸出の問題について見ましても、現在の状況ですと、繭の増産が十分であるために、供給自体の圧力がありません。したがって、現在の糸価状態が続く限りにおいては輸出はむしろ悪いのではないかと、したがって、輸出を出すという

ことになりまふと、繭の供給圧力をかなり高め、それが輸出のドライブになるような条件がつくり出されるか、そうでなければ、二重価格制をとつて重点的に輸出政策について切りかえをするか、こういうことにしない限り無理ではないか。そういう点を考えまして、今回ここに出されています法案につきましては、輸入生糸の取り扱いが事業団からはずされていきますけれども、これは当初の蚕糸振興審議会の討議の経過から見てもたへんに片手落ちではないかと思ふのです。と申しますのは、現在のような価格の関係で輸出をやるうとしますと、価格におけるところの、ある程度安く輸出市場に出さなざるを得ないけれども、その辺の差金というものをどのようにするかというところが業界内部でも議論になつたのです。その場合の一つの方法として、輸入生糸を取り扱うことによる関税その他の面から浮くあるメリットを、輸出振興の補助金の一つの財源に充てたいということが構想中であつたわけです。ところが、これを取つてしまつて、そうして、あと、現在の市況と現在のような繭の増産テンポで輸出をやれといつても、それは法律はできて、実際は業務としては糸は動かないのではないかと、かといふ感じがするのです。それらのことについてお考えいただきたい。

それからまた、輸出の問題につきましても、コストの問題が長期的に、中村さんのほうからも御指摘がございましたが、やはりあるように思ひます。そういう点で、たとえば、生糸についてすでに中国からの輸入がどんどん始まっています。これは生糸に限らず、最近では絹糸についてもパキスタンから太物の糸がどんどん入っているわけですから、タオル地その他については、パキスタンの糸が現在機屋さんにも使われ出している。このような状況の中で、他の紡績、織布業においては、紡績業については四百六十億、織布業については千三百億という体制金融を用意して、紡績については六分五厘、一年据え置ききの六年間年賦返済、織布業におきましては三年間据え置ききの十年

返済、こういうような大きな設備投資をかけて、国際競争力を強化しよう、体質を強化しよう、構造改善事業を徹底的に進めよう、こういうような動きがとられてゐる。そういう点から考えまして、蚕糸業におきましても、長期的な体質改善というものがどうしてもとれないと、当面の糊塗策としての価格政策だけでは乗り切れない情勢というものが蚕糸業の中にあるのではないかと。こういう点につきましても、この法案審議の中で長期的な視野に立つて国会でも一つの建議をお願いしたいと思ひます。

○鶴岡哲夫君 簡単なことなんです、山添さんにお尋ねをいたしたのですけれども、中国の養蚕をあるいは製糸を知らんになりまして、五、六年の間停滞しているというお感じでしょうか、それとも、どうもそうではないと、やはり伸びつつあるようだというような御感想かという点を承りたいわけなんです。と申しますのは、いま日本に参つております統計数字というのは、ほぼ十年間ぐらい変わらない数字を掲げておるわけですね。繭で言いますと、七万五千トンというのが三十四年から今日まで続いているわけですね。ですから、どうもそういう状況じゃないんじゃないか、やはり繭の生産というものは漸次伸びているのじゃないかという推測をするわけなんです、いかがでございますか。

○参考人(山添利作君) 伸びておることは確かだと思ひます。御承知のように、一九六〇年前後の大災害で、農作物一般に非常に減少したのでありますが、最近ではほぼ回復をいたしております。食糧等、何ら懸念はない。主要食糧だけはまだ消費割当ではございますけれども、その他のものは一切ございませぬ。繭ももちろん伸びておる。その他の農産物も伸びておる、かような印象でございます。

○北條啓八君 私もいまの点を伺いたいと思つたのでありますが、ともかく生糸の生産量の二〇%を占めております中国の蚕糸業が伸びるか伸びないかによつて、わが国の蚕糸業がどうなるかとい

うことは、非常に問題が大きいと思うのです。それで、伺いたいのは、現在中国で生産しております生糸の需要というのは、内需がどのくらいあるのか、また、輸出は、欧州がおもでありましょが、そのほかどこにも行っていないようですね。また、他の共産圏などに行っているのか、その点がおわかりでしたら、伺いたいと思うのです。

それからなおついでに一緒に伺いますが、中国の農業の中で、蚕糸業の農家の所得が、他の農業の所得と比べてどう違うのか。内地で申しますいわゆる成長農産物として将来持続していけるのか。非常に人手は余っているようなお話を先ほど伺いましたが、そういう点とからんでその点も伺っておきたいと思ひます。

○参考人(山添利作君) 中共の生糸は、輸出に關する限りは御承知のように、もとはもっぱらソ連に出たおつたと思ひます。その当時、ソ連に幾ら行つておつたかといふことは、共産圏同士でありますから、全然不明であります。現在ソ連に行かなくてヨーロッパに行く、この数字は、大体四万俵前後と、かように考へております。国内消費が幾らであろうかといふことは、これはいつた全体の生産量が幾らであろうかといふことは統計を全然発表いたしません。また、話も、地区地区では、おれのところはこれだけつくとか、これだけ増産したと、こういうことは話しますが、全体的なことにつきましては一切ノコメントでありますから、これはわかりません。

それから価格政策であります。これは、十数年にわたつて、米と繭、たとえば同じ一キロにしまして、繭は約九倍ですが、そういうふうに固定してございます。これは、日本でも大体そんなところで、いま繭のほうがいくらいいいかもしれません、大体同じです。そういう農作物の間のバランスをとつて固定をいたしておまして、動かしておりません。輸出にひとつ振り向けようじゃないか、増産しようじゃないか、価格を上げようじゃないかという政策はとっておりません。食糧

生産あるいは綿花生産に向けられておる土地を桑園にかへるといふことはやっております。あくまでも、これは、全体的経済計画の見地に立つて、長期計画的観点といふべきか、そういうことでやっているんだと思ひます。

○八木一郎君 もう時間ですから、簡単に感想を伺いたしたいと思います。それは、いま、はしなくも参考人からお話を聞きました。この法律が通過成立、業務を開始しても、なかなか輸出は伸びていかないのではないかと、こういう警告的な見通しもございました。私ども審議の過程でそういう点に心配もしてはいたんですが、しかし、私自身、衆議院段階の御検討や、その他の大かたの皆さんの意見を聞きまして、いたしまして、現在のいわゆる生産原価で業務を開始されて、それを一定の価格で仕事を始めるという踏み切りが早くつけば、そこを起点にして動き出すであらう、間違ひなく伸ばしていけるはずだ、こういうことを信念的に思ひつておる。なるほど、蚕糸業の歴史は、いままで、蚕糸興亡の歴史は、暴騰暴落の歴史に終始しております。こんな新しい形で国際商品としての生糸を出していこうというのですから、そこに六十年も輪絹一筋に輸出生糸にいらした坪田さんの素朴なお気持ちの中からも、現在は、高い安いではない、現在の時価、生産原価でよろしいから、一年間動かさずに置いてくれればメーカーとしての手が出せるけれども、そうでないとメーカーとしての手が出ない、そこが一番心配だという御感想ですが、私はさうだろうと思ひます。これは、衆議院の、国民の声だといつて、素朴な意見だといつて、非常に明確に伊藤委員から御発言が記録にありますが、確かに生糸を消費する消費層、需要層はふえていく。これは間違ひなくふえていく傾向がムード的に世界的に出てきておる。ところが、輸出が伸びていかないといふのは、消費大衆に向けていく商品をつくるメーカーの段階で、ほかの繊維に比べてあまりに不確定な事情が過去にあります。だから、ここでも

とつ思ひ切つて、一年間、現在の生産原価が、まあ腰だめで言へば、私がこの前も言つたように七千円でしょう。こんな高いところじゃとてもというこではないに、行けば行けないはずはなかりかと思つたりしたんですが、この点は、坪田参考人には御意見開陳の中で承りましたから、山添さんに代表してお伺ひいたしたい。ほんとうに、この法律を通して、いけますよ、さう心配要りませんよという答えなのか、いや、この点が心配だといふならば、その点を御指摘してお伺ひいたしたい、こう思ひつてあります。

○参考人(山添利作君) 御承知のように、日本の輸出は、ここ三年来、毎年半減をいたしておるわけでありまして、ローシルクにおいて顕著である。加工品においてはまあそれほどでもない。しかし、海外において需要があるというところは、たとえば日本の生糸はヨーロッパにいま行きませんけれども、ヨーロッパの需要が減つたわけではなくいんです。これは中共でけつこう需要といふものは持続しておる。だから、要するに、需要そのものについて疑いを持たなく必要はない。要は、日本の供給力がない、そのために価格が非常に変動が激しい、こういうところにあるのであります。したがつて、この法律ができましたら、ヨーロッパの市場を回復するといふことは、当然さういふことは希望はできないと思ひますが、いま日本の主たる対象でありますアメリカ市場を目的としてやりますならば、まず、この辺で減ることを食いとめたい。あるいは若干減るかもしれないが、食いとめたい。さうして、国内の生産増強が達成されるに伴つて徐々に伸ばしていきたい。そういう意味におきましては、この法律が施行になりますれば、これは全体の一割程度の数量でございまして、将来これを伸ばしていくといふことは、向こうの需要状況といひます。向こうの人は、絹をもちまして、オオ・ワンダフルと、こう言うわけですから、これはもう全然心配はないわけでありまして、ただ、しかし、こ

の制度が成功しますためには、何といつても需給バランスがはなはだしく年々悪くなるというよりなことでは、とてもためでありまするから、繭の生産の増強といふことが第一にやはり根本的な条件である。その上に立ちましてさういふ制度を着実にやっていますれば、ともかく将来に向かつて相当の期間持続すればまた何とかなるだらう、さういふふうな八木先生のような専門家と私は全然感じをひとしくしておるわけでございます。

○委員長(野知浩之君) ほかに御発言もないようでございますので、参考人に対する質疑はこれをもって終わります。

参考人の方には、長時間にわたり本委員会に御出席くださり、貴重な御意見をお述べいただき、ありがとうございます。

○委員長(野知浩之君) この際、委員の異動について報告いたします。

ただいま、村田秀三君が委員を辞任され、その補欠として横川正市君が選任されました。

それでは、これにて暫時休憩いたします。午後一時三十分には再開いたします。

午後零時三十分休憩

午後一時五十八分開会

○委員長(野知浩之君) ただいまから委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、日本蚕糸事業団法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行ないます。

質疑のある方は、順次御発言願います。

○委員長退席、理事田新治君着席

○武内五郎君 本年の六月に資本の自由化に踏み切つて、もう九三%をこえるものが自由化圏内に入つたわけでありまして、私はその資本と貿易の自由の中で日本の蚕糸のあり方について質問したいのでありますが、その前に、去年の十二月八日

しかしながら、値段の異常な変動を防止するためにはあらゆる側面から手を打たなければなりませんので、関係各業界にそういうことを要請いたしておるわけでございます。で、このようなことがアメリカに非常な影響を及ぼしたか、いま言われましたことは非常に短期の変動でございますので、これについてどうこうという結論を出すことはいかかと思ひます。

ただ、これは最近におきます価格変動とは比較にならない大きな変動であつたわけでありまして、その点で現在の情勢とは違ひますけれども、たとへば三十八年におきまして非常な生糸価格の暴騰、暴落がございまして、それをきつかけに日本の輸出生糸が非常に減少してまいつたというよりな従来の経験に徴して見ても、価格の高下、値上がり・値下がりというものをできるだけ少ない幅にとどめてまいらなければならないことは申すまでもなからうかと思ふわけでございまして、

○武内五郎君 ちやうどそのころ、アメリカで日本の生糸に対する発注をちよつとやめたことがあつた。もしそういうことがあつたならば、そういうことがやはり影響しておるのじゃないかと考えられるのだが、そういうことはなかったのか。

○政府委員(石田明君) 最近におきますアメリカからの日本への生糸の発注はかなり小口でございまして、個々のアメリカの業者の方がいろいろな反応を示され、かつまた、アメリカはアメリカでニューヨークの生糸市場がございまして、ニューヨークの生糸市場の価格の変動ということが日本の生糸の値段とも関連いたしますが、これまた独自の価格の動きを示しておるわけでございまして、それらとの関連におきましてたゞだいまお話しするようないろいろな反応を示す方があつたかと思ひますが、私もいたしまして、その際特にそれを契機として発注を中止したという特別な事例をいまのところ材料として持ち合わせておらないのであります。

○武内五郎君 著しくそういう反応、反響が出ていないということは幸いだと思ふのであります。

が、しかし、そういうことがかなりいろいろな面で影響のあることは考えられる。私たち蚕糸振興を今日問題にするときに、やはり政府としてもはつきりした態度で臨む必要があるのじゃないかと思ひますのでありますから、特に注意しておきたいと思ひます。

六月一日から資本の自由化が行なわれ、この自由化によって日本の蚕糸業に対する影響というものを政府はどういうふうに痛感しておられますか。

○政府委員(石田明君) 全体の自由化の問題といつたしまして貿易の自由化と資本の自由化があるわけでございます。貿易の自由化につきましては、生糸については三十七年から実施されております。それ、資本の自由化につきましては、最近、製糸がその中に入つておるわけでございまして、これにつきましては、現在、日本の製糸、これは生糸は世界の半分以上を日本が生産いたしております。技術的にも、最近におきまして自動練糸機の導入その他によりまして、世界的にひけをとらない姿を呈しておるわけでございまして、かつまた、現在の製糸業につきましては、免許制度が確立されておりますので、その面からも正常な全体の業界の体制整理がなされ得る体制があるわけでありまして、その意味におきましては、最近における資本自由化によつて、従来からの貿易自由化その他の全体的な国際的な問題がございまして、けれども、ここで資本の非常な流入が始まる、こういうようなことは私も必ずしも考えておらないわけでありまして、しかしながら、日本の生糸は世界の大部分を生産いたしておりますが、これが国際市場裏においていろいろ競争いたさなければならぬことも事実でございます。これらの点を考えまして、今後業界体制の整備、あるいは合理化の推進、そういうたつた施策等につきましては、十分今後配慮いたしましてまいらなければならないというふう

に思っております。

○武内五郎君 だいたい局長はのんびりかまえておるようでありますが、資本流入についてそれほど心配がないようなお話なんです、むしろ外資審議会で出した答申にはもっと心配なことが書いてある。農業関係についてちよつと読んでみて、「農林水産業等第一次産業に原料を依存する産業の自由化対策は、関連する第一次産業の生産性の向上、構造改善等の施策の一その推進とともに、企業性の確立、徹底を主眼として実施する必要がある。」というのを言つて、その前に、「技術力や資本力の格差からくる外資の支配力によつて、企業あるいは産業の支配が生ずるおそれがあること。」と、こういうようなことが述べられていて、だから、のんびりかまえて、それほど資本流入について、御心配は要りませんというふうなお話であつては、私はほんとうにのみ込めない。もう少ししつかりした考え方を聞かせ願ひたい。

○政府委員(石田明君) ただいまお話がございまして、全体的な自由化の問題、これはいろいろ問題をはらんでおります。これは、たゞだいまお話しのとおりであります。かつまた、農産物を原料としたものについていろいろ問題があり得ることも、これまた事実であります。で、私も、製糸業等々という具体的な問題について、関係業界とも十分話し合ひをいたし、十分な検討を経まして、ただいま申し上げたような、全体の技術水準、及び直接原料とそれから大部分の需要を日本国内に持つております特殊な産業体制、それから免許制度をいっております現在の法制的な体制の問題、それらを各種考え合はせまして、この問題についてこのような措置をとることが現在の業界体制に支障を与えるものではないという結論に到達いたしましたので、現在のような措置をとつておるわけであります。

○武内五郎君 この答申、それにも出ておるのですが、特に対内直接投資の自由化に対処する基本的な姿勢、これはいろいろな文句がありますが、私はこの基本的な姿勢をとらねばならない時期が来ていると考えるのですが、一体その基本的な姿勢が組まれているのかどうか、ひとつ伺ひたい。

○政府委員(石田明君) ただいまお話のございまして、心配がないようなお話なんです、むしろ外資審議会で出した答申にはもっと心配なことが書いてある。農業関係についてちよつと読んでみて、「農林水産業等第一次産業に原料を依存する産業の自由化対策は、関連する第一次産業の生産性の向上、構造改善等の施策の一その推進とともに、企業性の確立、徹底を主眼として実施する必要がある。」というのを言つて、その前に、「技術力や資本力の格差からくる外資の支配力によつて、企業あるいは産業の支配が生ずるおそれがあること。」と、こういうようなことが述べられていて、だから、のんびりかまえて、それほど資本流入について、御心配は要りませんというふうなお話であつては、私はほんとうにのみ込めない。もう少ししつかりした考え方を聞かせ願ひたい。

したように、蚕糸業界において、この問題について、各種の制度的な問題及び現実のものの流れの中で、ここにおいて非常に独自のものを持つていてと考えておるわけでありまして、先ほども申しましたように、今後さらに農業の生産性の向上につきました。従来からかなりの成果をあげておると思ひますけれども、今後さらに一そう合理化を進める。及び、製糸業におきまして労働生産性の向上はかなり著しいものがございまして、これをさらに推進し、さらに構造的な問題についても今後さらに一その改善を加えることを配慮いたしましてまいらなければならないのではないかと、いふふうに考えております。

○武内五郎君 その具体的な対策というのはまだできないのか、それとも、もうできておるけれども、まだその発表の段階でないのかどうか。

○政府委員(石田明君) 先日来申し上げておりますが、農業部面におきましては、現在の技術の一その高度化をはかるということにつとめまして、現在すでに十年間に四割の労働の節約を見ております。かつ、今後におきましては蚕の飼育そのものも自動化する、こういうような方式を現在導入するように努力をいたしておるわけでございまして、さらに、製糸の部面におきまして近代化の計画を樹立いたしまして、これによつて製糸業を一その近代化した体制にもつていこうと、こういうことで努力を進めておるわけでございまして、労働生産性の向上はやはり最近相当に著しいものがあるというふうに考えてよろしいかと思ひます。

○武内五郎君 資本の自由化、貿易の自由化というところで、特にそういう点での国境というものはもうなくなつた。そこで、まず考えられる形は、外資が日本に入つてくる普通の形、外資が日本の企業に投資する、日本の企業と日本で新しい企業をつくる、そういうような大体二つの形がある。そこで、日本の既存企業に外資が入つてくるという形は、大体、資本と同時に技術力を持つて入つて来ることは当然なんです。そういうような状態

に立ち至ったときに、日本の蚕糸業としては立っていけるか、あるいは、より発展のステップになるか、そういう点の見通しはどうか。

○政府委員(石田明君) 先ほども申し上げましたように、最近におきます製糸業の自動繰糸機への導入ということ、これは現在すでに自動繰糸機による繰糸が九〇％を占めているわけでございます。で、これの技術改善の点におきましては、私どもも、諸外国の製糸業に必ずしもひけをとらないと考えております。したがって、現在、私どもも、いたしましては、特に外国から新たな技術が導入されるという可能性は必ずしも大きくないというふうに考えております。

○武内四郎君　多くないかもしれないけれども、考えられることである。そこで、まあかりに日本のは、製糸企業だけの問題で考えてみても、今日、日本には、製糸業法というものがあつて、これは農林大臣の免許がなければ新しく營業を開始することができない。また、蚕糸業法があつて、種や繭の買い付けや、そういうことも簡単にできない。こういういろいろなことになると思うんですが、自由化の形態とそういう製糸業法、蚕糸業法と衝突することがないのか。衝突するならば、自由化が主であるとするれば、その衝突する在来法律の改正ということが考えられる。その点はどう考えておるのかどうか。

○政府委員(石田明君) 私どもも理解いたしておりますのは、自由化ということは、貿易の自由化にいたしましたが、資本の自由化にいたしては、必ずしも向こうのものを大いに導き入れようということを直ちにもって意味するものではないというふうに考えております。国家権力をもってそのようなものを押えないということが自由化であろつかというふうに私どもも理解いたしております。したがって、国家権力をもってこれを押えないということにいたしましたといいたしては、現在の業界体制の秩序を維持し、かつ、農業部門との関連を調整し、蚕糸業全体を順当に発展せしめるのに必要な制度につきましてもこれをや

はり維持していくべきであらうか、こういうふう
に私ども考えておるわけでございます。

○武内五郎君　私は、かなり入ってくるのではないかと
思ふのであります。ことに、私の心配するのは、百尺竿頭一
歩を進めて、製糸企業ばかりでなく、繭、種に手を入れ、足
を踏みつけるときが来るのではないか。いま、幸い、そこま
では考えられない。そういうときが来るのではないかと思ふの
ではない。そういう心配はないのかどうか。そう
なつたら、最も弱い農業の一部門である養蚕とい
うものは、非常に窮地に陥ることが避けられない
と思ふ。その点はどうなのか。

○政府委員(石田明君) 現在、養蚕業そのものが、これは資本家で営まれておるわけではございませんで、多数の零細農民によって営まれております。これが日本の現在の蚕糸業の実態でございます。したがいますて、ここにたとへば外国資本が入るといふようなことにつきましては、私どももなかなかそういう想定はつかないでございます。いずれにいたしまして、現在、その問題は資本自由化の日程にはのつておらない。現在はまだそういうふうなことは考えておらない、こういうことであります。

「理事任田新治君退席、委員長着席」

○武内五郎君　どうも、私は、その先が心配なんだな。ことに、最近の養蚕技術というものがかなり進んできた。全く、局長でないけれども、また、けさ午前中に山添氏が言っておりましたが、日本の養蚕の技術が非常に進んでおる。もつとも、中共の養蚕技術なんかとは比較にならないけれども、そういうように進んだ養蚕技術であります。十年前と今日では、倍以上の生産量になっておる。そういう状態の今日の養蚕技術、これは、実に、政府あるいは研究機関のいろいろな苦心もあるし、農民の実に苦心した独創のたまものである。その技術が最近考えられることは、工業化されるのが考えられる。もう畑も要らない養蚕が考えられるときが来る。すでに人工飼料の研究がいろいろな方面で研究されておる。そうなった

ら、も、畑は要らない。畑のない養蚕が持たれる
と思う。これはもう工場です。やっていると、そ
うなったら、日本の農民の養蚕技術から離れてし
まうわけです。私はそれが必ずしも遠い将来では

ないと思ふ。しかも、その飼料の研究によつては、桑の葉で養蚕をやっているよりもより一そうのよい糸質を持った豊富な糸量を持ったこの虫の育成できるようなことになったとするならば、これはもう大きな問題になつて、農村問題ではなくなつてくる。そういうことが考えられるのだが、資本の自由化、貿易の自由化に伴つてこゝういう形が出てくることも私は考える。一体、そこまで日本が政府は考えておるのか。私はこれも重大な問題だと思ふ。そこへ行くまで日本の農民の養蚕といふものを守つてやらなければならぬ。日本の製糸家の事業といふものを育成し、発展させる対策を立てていかなければならぬ。その対策といふものを具体的にやつていかなければならぬ。その具体策といふものを持つていのかどうか、伺いた

○政府委員(石田朗君)　ただいまのお話にございましたが、私も、現在の養蚕業、これがやはり現在の農民的養蚕業の発展の上に一つの今後の展開を持つべきではなからうかというふうに考えておるわけであります。ただいま人工飼料のお話でございますが、これは最近かなりいろいろな研究が出ております有名なものであります。これは農林省の蚕糸試験場で三十二年に成功いたしましたものでございます。研究的には非常にすぐれた成果でございますが、これが直ちにものもって経済的に世の中に実現できるというものでは必ずしもないわけであります。したがって、人工飼料の研究の一部の完成ということから、直ちにものもって工場養蚕、こういつたようなことには相なつてこないのではなからうか。かつまた、養蚕における労働力の半分以上六割程度くらいが飼育労働、むしろ桑の労働のほうが少ないわけであります。したがって、それらの点を考え合わせまして、今後、やはり、農家の桑の栽培、これに基づ

く養蚕というものが、日本蚕糸業の根幹をなしていくべきものである。また、実際の発展もそのよい方向をたどるであらうというふうに考えておられます。

したかいますて、ただいまお話がございましたが、今後どういうふうにやつてまいるか、農業そのものの、あるいは農家の養蚕業そのものにそういう問題をごさいますか、これに對しては、確かに大きな問題でございしますが、これに對しましては、全体的な、ただいまお話にございしました、次第に国境がなくなつてまいりますところの、経済体制にも対応できるように、この體質を強化し、生産を合理化して、従来から進めております合理化の一その発展をはかつてまいるということと、そこが必要なのではないかというふうに考えております。

○武内五郎君 貿易自由化の問題に当面して、日本のいまの蚕糸業の世界における立場、特に私はこれを従来日本で確保しておった欧米の市場の様子から考えてみると、かつてのフランス、スイス、西ドイツ、イギリス、アメリカ等の欧米の大きな市場において、先ほど申し上げましたように、最近日本の生糸の後退が著しく見られる。それに伴って、中共の糸の進出、また、韓国の糸の進出も考えられる。こういうふうな状態になってまいりましたことはいろいろな原因があるでしょうが、私は数点の問題を考えておりますけれども、まことに重大な問題でありますので、一体、蚕糸局は、そういうふうな日本の後退の状態になった原因についてどういうふうに考えますか。

○政府委員(石田明君) この問題につきましては、いまお話のございましたように、各種の要因が考えられると思います。その中で一つの大きな原因は、国内の生糸需要、これが最近きわめて急激に増大をした。また、いま一つは、現実の日本の生糸の値動きが非常に激しいということが各国の信頼を必ずしもつなぎ得なかったというような残念な点がございます。これらの点と、競争国の出現、その他各種の要因がからみ合ひまして、い

まお話がございましたように、ヨーロッパにおいてはかなり著しい減少を示しており、アメリカにおいては減少が続いておるという事態が出てまいっております。したがって、ただいまお話ししたような国内需給の情勢、価格の動き及び国際競争国の存在、こういうことが原因になっておる、こういうふうに考えております。

○武内五郎君 いま局長があげた数点の原因について、たとえば内需が旺盛になった、この盛んになった内需を日本の生糸だけでは供給ができない、満たすことができないというようない、これは大いにいいと思う。そういう需要の増大してくることはいいことだと思う。それに応じてやはり生産の増強というものが考えられなければならない。

次の価格の不安定、これが海外における大きな原因の一つになったろうと思つて、価格の不安定な状況を克服して、常に安定された、とにかく安心して買つて、買いつけた糸が翌日はたまた下がったというふうなことがない状態、また、きよりは安いから切つてきよう買おうと思つておると、もう明日にはそれがぐつと上がつて、その翌日には買いつけもできなかつたというふうなこと、そういうような不安定な状態にさらしておかれた日本の生糸というものは私は確かにそうだと思う。そこで、そういう不安定な価格状態を克服して安定していく具体的な対策というものが今日一体どういう形でとられましたか。

○政府委員(石田明君) この点につきましては、従来から、糸価安定特別会計による価格安定に努力をいたしてまいつたわけであり、しかしながら、それにもかかわらず、なお三十八年のような価格の大幅な変動がございました。三十八年の場合には、これは取引所における仕手の介入による人為的な価格変動もあつたというふうに現在から振り返つて考えられるわけであり、これらの点につきましては、昨年、蚕糸事業団法を御制定いただきまして、その蚕糸事業団によって小幅

な変動の中におさめたいという趣旨の改正が一つできてまいっております。いま一つは、先ほど来御意見もございましたが、生糸取引所における三十八年のような事態は避けなければいけないというふうなことで、これにつきましても、それ以後取引所当局と十分連絡をとり、問題のあります場合には取引所に対する規制強化などの措置によりまして過当投機を防止し、これによる大幅な変動が起らないように努力いたしているわけであり、取引所におきましても、最近におきましては、取引所におけるいわゆる仕手介入という人為的な大幅な価格変動というものはあまり見られなくなるのじゃないか、こういうふうに考えているわけでございます。

しかしながら、全体の内需の増進等によりまして価格水準はかなり高いところを動いております。このような高価格水準におきましては、価格の安定等も従来のような小幅安定だけではなかなかむずかしいわけであり、その意味で、特に価格の変動に対して敏感に反応いたしますアメリカ等の諸国に売込みますためには、できるだけ一定の価格を動かさないで輸出をはかつて、このように措置を講じてまいらなければならぬ、こういう措置を講じてまいらなければならぬ、この改正をお願いして、これによってそのような体制を整えたい、こういうことを考えているわけであり、

○武内五郎君 この前の委員会、同僚の鶴岡君が、安定対策の発動がなかった、動かなかったというところを指摘しておりましたが、私はそれでその措置は正しいと思つて、むしろそういう発動はないほうがいいんだ、ほんとうを言つて、そういう必要がないほうがいいんだ、けれども、いろいろな条件で糸価の微妙な動きの中で、やはり発動するほうが安定を強化させる、こういう考えが一つあるわけです。ほんとうから言へば、そんな必要がないことが一番いいんで、要するに医者

の薬が必要でないほうがその人の健康であることである。私は、そういう事態が望ましい。しかし、今度、いろいろなそういう発動しにくい状態があつたと思ふ。法文ばかりでない、いろいろな機構上、政治上のいろいろななしにくい形があつて発動しなかつたのじゃないかということ、私は鶴岡君が指摘したことはそこだと思ふ。そういういろいろな発動しにくい状態のものを清算していかなければならぬと思ふんだが、私はそれは答弁は求めないが、勇気を持ってやつていただかなければならぬ。局長の勇気を要求する。いろいろなことがあるに違いない。私はその清算のための勇気を要求する。

そこで、私は、問題になると思ふことは、安定した価格、ただ単に安定したというだけの表現ではこれは困ると思ふ。特にこれは農林の委員会では、製糸も農林で取り扱っている問題なんだ。要するに、これは農産物の一環だ、こう考えている。そこで、繭から製糸に至る生産過程で最も重大な部分を占めておるのは、要するに繭だ。繭がよくできなければ、糸もよくできるはずがない。そういう一貫した農産物、その一貫した農産物価格対策というものについて私はこの際明確な態度を考えていただきたいと思ふのですが、ただ単に安定した安定した、こう言うだけでは問題の解決にはならない。その安定したという形は、製糸家も損をしないように、農民も生産費を補償できた形でやるということだと思ふ。そういう形の安定された農産物としての養蚕形態、製糸形態というものが考えられるのかどうか、ひとつ……

○政府委員(石田明君) ただいまお話がございました趣旨は、価格の安定と同時に、その安定の水準というものについてこれが適正なものでなければならぬというお話であらうかと思つて、そういうお話といたしましては、私もそのとおりだと思つております。

○武内五郎君 私はその内容を聞きたい。生糸の生産過程まで含まれるいろいろな費用の中で、製糸家も労働者もまた農民も、ひとしくその安定された形における補償が必要だ。それに対する具体的な政策を持つていのかどうか。

○政府委員(石田明君) この点につきましては、生糸の価格は、従来はかなり変動もございました。これ自体が、全体の、あるいは国外市場における、あるいは国内市場における需要とそれからこれに對する供給の需給の關係もありまして、変動をいたしてまいっております。したがって、私も考えていかなければならない点は、一つには、そういうような需給の中に変動いたしました価格をどこに安定させるかという、かつまた、そのような需給に應じた価格形成並びにそれが安定した形でできるだけ形成されるその水準をできるだけ適正なものに持つていく、こういうことでございます。その場合、ただいまお話がございましたように、農民の所得を考へる、あるいは製糸の手取りを考へる、こういうことは当然であると思つて、その場合に、一つには、現在繭価格の決定においておられておりましたような、たとえば比例配分方式といったような方式がとられております。製糸、養蚕の間にこれが適正に配分されるということ、かつまた、その水準におきましては、生産者としてはできるだけ所得の多いことが希望でございます。これを全体の需給の間において適正に定めますと同時に、価格水準、それから生産性の向上、この両面からできる限り生産者の所得を確保いたしていく、こういう政策を進めてまいらなければならぬ、こういうふうに考えております。

○武内五郎君 そこで、伺いたいことは、繭の生産についての全国の平均された費用が投入された項目についての費用、それから製糸のそういう費用、要するに加工費、それらの一応説明をしてください。

○政府委員(石田明君) その点につきましては、先日、先生より御要求がございまして、繭及び生糸の生産原価につきまして先ほど提出いたしました資料の中に掲記してございます。繭生産費につきましては三ページ、それから生糸の繭以後のいわゆる販売加工費、これにつきましては五ページに掲記してあるわけでございます。それらを構成

いたしまして、蘭の生産費及び生糸の生産費がどのようになるかという点は、二ページに掲記してあるわけでございます。この最後の結論をもって申し上げますと、四十一年度の調査によりまして蘭の生産費は、上蘭一キログラム当たり、取扱手数料を加えて七百四十二円九十九銭、それから生糸の生産費につきましては、一キログラム当たり五千五百三十三円、こういう計数に相なっております。

○武内五郎君　そこで、蘭の生産費の小計七百四十二円九十九銭のうちの農民の手取り、諸経費を抜いた純粋の手取りというものはどれくらい、それから生糸の場合における労働賃金の算定をどのくらいに見ているか。

○政府委員(石田明君)　蘭生産費のうちの手取りがどれだけかというお話でございますが、この三ページの中の項目に載っておりますが、このうち、家族労働費として四百二十六円七十五銭が計上してございます。その他、資本利子とか、土地資本利子、これらのものももちろん農家の収入になるわけでございます。計算上のものでございまして、これも農家の手取りと相なるわけでございます。生産費は計算上はそのようになっております。

それから生糸の販売加工費でございますが、これにつきましては、六〇キロ、一俵当たりの数字が出ております。一俵当たりの数字におきまして二万七千七百九十四円、これが労働費になっておるわけでございます。

○竹内五郎君　午前中の委員会で小口参考人からの陳述の中で、製糸女工の賃金、製糸労働者の賃金について説明があった。その際に、全く驚くべきことは、これはもうほとんど平均された賃金だと思ひますが、二十歳以上のところで女子で七百七十円、しかも最低賃金で五百八十円、こういう非常に低い賃金が構成されているわけでございます。製糸過程においてそういう安い賃金でやられている。こういう製糸過程において安い賃金で行なわれているということと同時に、蘭価格

の算出が生糸価格から逆算されて出されている今日、蘭生産に含まれる労働賃金というものがこれはもうお話にならない低いものじゃないかと思うのですが、それらについて、それが正しいのか、それからどうしてそういうふうになくてきているのか、これをどの程度まで持っていくべきであるか、最低賃金制というものはどの程度をレベルとしてやっていけばいいのか、ひとつそういう点の調査があったら教えていただきたい。

○政府委員(石田明君)　ただいまお話がございましたが、かつてはいわゆる消費掛目方式によりまして生糸の価格から逆算されて、価格の変動が全部養蚕農民に押し寄せられるのではないかと議論がされたことがございました。現在の方式は、いわゆる比率配分方式によって製糸及び養蚕家の手取りがきまることになっております。養蚕農民に価格変動が押し寄せられるという議論は、その方式をとりまして以後はなくなっておろうかと思ひます。

製糸の賃金及び農村の賃金、これがどの程度になるべきかというお話でございます。私も、もちろん、実際に労働に及ぼす人の所得が増大したことを願うものでございます。現実には、全体の経済の情勢の中で、かつまた、個別的に労働賃金との関係等におきまして、製糸労働賃金はかなり安いものになっていることは事実でございます。しかしながら、本日午前中の小口参考人の御意見にもございましたが、全製造業と、それから製糸業、この間の労働賃金は、これは年々改善を見ていることもまた事実でございます。したがって、私も、私どももいたしましては、このような全体の糸価及び蘭の現実の市場における形成のされ方の中で、かつまた、他面におきましては、合理化の推進によって投下労働量が少なくて済むような労働生産性の向上によりまして、この両面から現実労働に携わる人々の手取りが次第に多くなるように努力をいたしていくべきものではなからうかというふうに考える次第でございます。

○武内五郎君　生産性の話が出てまいりました

が、生産性というのは、生産施設と労働、それから生産施設と労働をスムーズに快適に運転ができて諸条件、こういうものが総合されたのが生産性、そういうものが向上していくところに生産性の向上があると考えます。そうすると、機械施設、これが優秀なものであり、それに労働力がスムーズに入り、運転されていく、それを動かす環境の諸条件というものがいい状態であればならない。特に、私は、その中で労働生産性が強く働かなければならないと思ふのと、その労働生産性を上げている諸条件というものは労働条件というものがよくなければならぬと思ふ。

そういうことを考えてまいりますと、私は、実は、数日前、茨城県のある製糸工場を見に行つた。最も進歩した機械なんです。HR3型、非常に優秀な機械で、普通のいままでのMR型の機械では四人か五人ついている時代に、たった一人ついている。そういうような優秀な機械が入つておる。そのある工場の食料が一日百二十円。一日百二十円、一体カローリーはどのくらいかというところ、二カローリーせいぜいという話です。肉体労働をやっている人が、二カローリーで、生産を進めていくような条件になっているのかどうか、私は疑わざるを得なかった。そういうようなことは優秀な工場です。優秀な工場でこのとおりな形になっている。そのほかのところを考えると、実はこれ以上のものであるだろうと思つて心配しているわけです。そういうふうな、労働生産性を上げることを労働者に肉休だけ要求するが、肉体を補充するものが足らぬ。条件が悪い。私は、今日、そのような条件がたくさんという労働者の周囲を取り巻いていて、農民が自分が働いたものが返ってくる、自分が快い環境のもとに働く、こういう蘭の生産の条件に農民が置かれるとするならば、蘭の増産なんというものは易々たるものである。増産計画はこれを基礎としなければならぬ。午前中の山添氏のお話にもあり、また、小口君のお話にも出ておつたように、いまの大事な問題は、だれが何といつ

ても、りっぱな増産計画を立てる、科学的な基礎の上に増産計画を立てて、その増産計画を思い切つて国の力で社会の力で進めていくという形が必要だと考える。山添氏なんかも、ことは足らなかつたけれども、私はそういうことを言っていると思ふ。今日、私は、もうそれとおりで思ふ。増産することが第一だと思ふ。そうだったら、政府は一体どういふふうに考えているか。増産はまあその次だ、何とかしていまのはなやかな糸の値を持つていけるだけでたくさんだといふもの考え方であつたら、これは大間違いです。いまの糸の値なんといふものはいつくずれるかわからない、このままではいつた。どう船に乗って花見酒を飲んでいくようなものです。酔っぱらつていつたうなるかわからない。そういう先ほど局長も言つたように不安定な状態だ。これを克服するには、まず第一に増産することと私は考えるのだ。あなた方はどう考えるか。そして、増産するならばどういふ計画で増産するか。その計画があつたらはつきりしていただきたい。

○政府委員(石田明君)　ただいまお話がございましたように、現在の国内需要はきわめて強調であります。増加の傾向が著しいわけでございます。すべての産物、農産物についても同じでございますが、みなこれは需要に即応して生産をいたしますが、いまは、現在のような需給の実勢にかんがみまして、養蚕業におきまして蘭の生産増強ということが重点を置いて施策を進めるべきだというお話は、私も、私もそのとおりと考えております。従来、衆議院及び本委員会においても、そのような御説明をいたしてまいつたつもりでございます。

○武内五郎君　計画を立てるというのですか、そういう増産計画を。

○政府委員(石田明君)　最初にお配りいたしました資料、今後の需要の増大及び生産の見通しについての資料を御配付申し上げてあるかと思ひます。このように、現在の生糸の需要が大体三十万俵でございます。十年後にはこれが大体五十万俵

までふえてまいる、内需、輸出含めてですね、こういう考え方がそこに出ております。したがって、このような需要に即応した生産を推進いたしてまいらなければならない、こういうことを考えております。

これにつきましては、すでに中央蚕糸協会及び全国蚕業協同組合連合会においてそのような方向で推進をはかり、運動が展開されております。これについて下から盛り上がった生産の増強についての実際の各地域における進め方が現在展開されておるわけでありまして。

○武内五郎君 どうも全く困った話だと思ふ。その増産計画が立つて力強くこう推進されておるといふ話なんだが、これは「蚕糸統計月報」ですが、これを見てもわかるじゃありませんか。減つていつている、年々。一九五九年、昭和三十四年、このときは三十一万八千六百七十七俵、ところが、これが年々減つていつている。一九六六年は二十八万四千五百四十三俵、こういうふうになつて減つていつているんです。増産計画は一体どこへ行つた。年々何%を増産して、五年とか十年とかの後は五十万俵を達成するんだと、こう言つておられますけれども、減つていつているじゃありませんか、事實は、一体、これはどうその増産計画を遂行していつているのか、遂行していつるとすればどこに狂いがあるのか。

○政府委員(石田明君) 二つのことをお答えいたしたいと思ひます。最近におきますこと数年の生産の状況をながめてみますと、これは農産物全体について見られるところでございますが、これは気象的条件も必ずしもよくございません。そのような諸条件のもとに、こしはばく生産が停滞を見せておられますことは事実であります。しかしながら、この間におきまして、たとえば桑園の新植等もかなり一面においては進んでいつておられます。その場合に、新植桑園は、植えてから数年間は生産力が必ずしも高くございませぬ。次第に生産力を発揮いたしてまいることになるわけでございます。それ

らのことを考え合わせますと、今後その発展の契機をはらんでおると考えますが、実は、先ほどお話しいたしました将来の見通しにつきましても、将来の需給の見通しについてわれわれとしても極力正確を期した見通しを立て、指導をいたしてまいらなければならぬもので、現在、農産物全体の需要と生産の見通しを農林省として立てつつございまして。その中間段階として、昨年末にそれらの点が農政審議会の懇談会の議に付されたわけでございます。その場合、蚕糸に関係ありました分もそこで御議論に相なつたのであります。そのような御議論に基づきまして算定いたしましたものを実はこの参考資料として御配付申し上げておるわけでございます。そのよう最近におきまする需要の増勢を見通しつ、生産面について今後十分対策を講じ、このような方向に生産を推し進めてまいりたいといふふうになつておるわけで指導を進めようといふわけでございまして。

先ほど申し上げましたが、全養蠶等におきまする対策が昨秋に策定を見まして、本年三月、これにつきましても全養蠶としても各系統団体に指示され、これが下からの盛り上がりを見つつある段階でございます。

○武内五郎君 そういふ下からの盛り上がりは期待しているだろうと思ふのですけれども、その期待は、なかなかこれではだめなんです。幸い大臣がお見えになつたのであります。この問題について農林行政の担当者であります大臣にほんとうの腹を、いま私が質問しておきますのは、日本の民族の歴史とともに発達してきた日本の蚕糸業です。これが今日衰退の形になつていつる。欧州の市場からほとんど足を洗わされておる。アメリカの市場もだんだん減つてきておる。こういふような状態になつてきて、しかも幸い内需がいま旺盛だといわれて、内需に供給が足らぬと、こういつておる状態なんです。しかし、これは内需であるが、同時にいままでの海外の日本の生糸の市場というものを守つていかなければならぬ。このままではもうなくなつてしまふ。それを私は心配し

ていままでも質問を続けてきた。

そこで、大臣に伺いたい。たとえば昭和四十二年度にとらるべき農林水産政策についてというより、なパンフレットがある。それを見ても、わずかに實際執行の記事よりないのであります。どこに日本蚕糸政策がとられていつるのかどうか疑わざるを得ない。私は、この前、蚕糸事業団法の審議の際にも、そのことを繰り返して訴えたわけですが、同じようなことをやはりやつておる。一つもないじゃないですか。一体、農林行政担当者である大臣は、日本の重要な歴史的な民族とともに発達してきたこの蚕糸業をこれからどういふふうに向つていくのか、もうなくしてしまふのか、発展させる考えなのか、まずその腹をはつきり何つておきたいと思ひます。大臣、どういふふうにお考えですか。

○國務大臣(倉石忠雄君) 養蠶を含めました蚕糸業全体についていへん御心配いたしていつておられます。私も心から感謝申し上げておるわけでございます。

そこで、私がこゝへ参上いたしました前にもいろいろお話し合ひがあつたかと存じますが、要は、蚕糸業の見通しをどういふふうに向つていつるかが大事なことだと思ひます。私もどういたしまして、私は農林行政を担当いたしていつるからといふばかりでなくて、日本の国会議員の一人として、蚕糸業というものに失望感を持つような考え方は私も同調し得ないわけでありまして。御承知のように、ひとところ化学繊維が非常に発達をいたしました。もう天然絹糸の時代が去つたといわれましましたのは十数年前のことでありまして。しかし、そのころでも、私も日本の一番得意先であるアメリカのそれの人々に会つて聞いてみますと、日本の生産しておるぐらゐなものについては少しも需要が減退していつなかつたのであります。ただ、この前もこゝで私が申し上げましたけれども、一つは、品質の改善についてと真剣に取り組まなければならぬといふことと、相手方が大きな企業でやつておるのでありますから、

原料である生糸の仕入れについて相場の変動があることが日本の生糸の売れ行きに大きな支障でありました。蚕繭事業団であるとか、あるいはだんだん移り変わつて日本蚕糸事業団といふようなものができて糸価安定について力を入れるといふいふ政策は、私も、農林省に入ります前からは必要と考え方であると思つていつたわけでありまして。基本的に、いま申し上げましたように、日本もやはり一般社会が安定し、経済も伸びていつるに従つて、日本人は、食ひ物でいへばパンみたいなものを食ひ始めたにもかかわらず、世の中が安定していつたら米の需要量がふえていつたことは、御承知のとおりであります。日本人が、家庭にあつても、あるいはよそを婦人が訪問するときでも、あるいはお祭りなどのときでも、天然絹糸による絹の着物を着る率が非常に多くなつていつたことは御承知のとおりでありますし、ヨーロッパにおいてもアメリカにおきましても、やはり天然絹糸が化学繊維の糸に対して特殊な味わいを持つていつることに對するあこがれは非常なものであります。われわれの努力のいかにいつては、日本の蚕糸業といふものは将来明るいものであるといふ認識に立つていつるもので、そこで、私は、こういふ際に空間地をほうつておくようなことなく、桑畑を増植していつたいて、そして繭の生産に励み、生糸の増産をし、しかも、内需にこたえるばかりでなくて、輸出を確保しようといふことでも考えていつるわけでありまして、そういう見地から申しまして、まあこしの夏蚕もそろそろすけれども、秋蚕の相場を見ましても、たいへん先高な状態でありまして。これはひとしくやはり自分の生活に即して将来の蚕糸業を関係者が考へて、生糸の将来に大きな見通しを持つていつるからであると思ひますが、われわれはそれにこたえるようにいたさなければならぬ。

そこで、どのようにして増産をするか、これは事務当局からいろいろ申し上げたと思ひますが、繭の生産対策といつたしましては、蚕業改善普及事業といふようなものの活動を活発にいたしま

して、養蚕農家に対する適切な指導もいたさなければなりません。また、養蚕技術の普及指導ということにわれわれは特段の力を入れてまいりたいと思っております。そうして、生産増強と生産性向上の目標に向かって普及組織を大いに活用してまいりたいと思つておりますが、それにつきましては、地方にそれぞれの養蚕家の組合等もございまして、彼らも一緒にわれわれと心をあわせて増産に協力をいたすわけでありますから、こういう方面の活動とも相まって、ぜひ生産拡大をいたしてまいりたい。そのためには、四十二年度予算もさることながら、来年度の予算においてはこういうことに力を入れて私どもの所期の目的を達成されるような方向に努力をいたしてまいりたいと、こう思つておるわけであります。

○武内五郎君 大臣、まことに私もそうなんです。絶対減がない。減ほしてはもういかにぬ。数千年の間日本民族を育ててきたこれを減ほしちゃいけない。これは減びない産業だと私は考えております。そこで問題がある。蚕糸振興政策とか対策というものは数年前から立てられております。ところが、先ほど指摘しましたように、振興しておるんだと申ししても、減産されておる。事実において数字がこれを物語つておるのであります。これがどういふことであるんだかということ。これは明らかにしていただきたかったです。これはそういうどこかに狂いがあるんじゃないか。そういう振興対策を持つておりながら、こういう事実において数字がはつきり示すように、減産されておる。どこかに狂いがある。その狂いを指摘して摘出して、それには私は大臣に蚕糸業対策というものを明確に持つておられることをお願いしたい。これは重大な問題だと考えますので、ひとつ大臣もよくお考えになつていただきたい。

そこで、この振興の第一のステップは増産なんです。繭を中心にした増産だ。ところが、その繭は、先ほどから私申し上げておりますように、技術が非常に進歩した。大臣も、信州で、養蚕地におればよくわかると思ひます。実に進歩した。た

とえば十年前の三分の一の桑の葉を使って倍以上の繭の生産をすることができた状態になつておる。それほど技術が進歩し、品質もよくなつてきた。日本の養蚕技術者の非常な研究の努力、農民の苦心、これが結びついてそういう状態になつてきた。こういうふうな技術と能力を持つておる。ところが、生産が衰退して、せっかくいままでわれわれの先輩が苦勞して確保してきた欧州の市場から追つ払われてくるという、こんなじめつたらしい話はないのであります。これは何とかしていかなくちゃならぬ。これは私は大臣にそういう点をしっかりとらしてまいりたい。

そこで、このポイントを増産だ。増産するためには、やはり農民に働きがいのあるものにしなきゃならぬ。今日、繭の価格は、糸目がきまつてから、掛け目がきまつてから繭の値段がきまつてくるんだから、だれが何と言つたつて、逆算するのは間違つていふと言つたつて、それは事実なんです。それでなければ、繭値から先にきまつていくわけなんだ。原料としての繭の価格が初めきまつて、そして糸の値がきまつてくるのがほんとうだ。ところが、いまはそうじゃない。糸の値がきまつて、そして繭の値がきまつてくる。これは逆だと言つたつて、それはもうなつてゐる。局長がいくらそういう御意見を言つても事実なんです。そういうふうな状態で、とにかく今日の糸価のしわ寄せは一番農民の繭生産にかかつてゐる。だから、要は、結局、農民が繭を生産してあるよかつた、こういう状態になつていくものがないやならぬ。それを保証しなければならぬ。中には、繭の二重価格制をとれという意見の人もあります。そして繭の価格を安定させることが第一だと考える人もある。私も、ある点まではそれもいいことだと思ふ。そういうふうな考え方の人がある。それは、理屈は、米や麦が保証されてゐる、われわれの繭もそういうふうな保証されるのは当然じゃないか、こういう考え方なんです。

しかも、農林省が力を入れて、農基法制定以

降、選択拡大の農業政策をとつてきて、有畜農業を強力に推進してきた。今日の有畜農業はやはり飼料によつて支配されて、その飼料がほとんど日本産ではなく外国から輸入した飼料で、一生懸命に農民が牛を飼ひ、豚を飼つて働いたら、結局は外国の飼料に金を払つておるといふことになつておる。それから見たら、この養蚕といふものは、農民が働いて製糸家に繭を供給し、それは日本を富ましておる。外国に払ふ何ものもない。このくらしい政策的な政策はないと思ふ、これを育てることは、これを無視した農業政策といふものは私はないと思ふ。

それで、何といつても、農民に価格を保証し、働きがいのある繭価格を保証して、増産をさせる対策をとらなければならぬが、その対策が一体どこにあるか、それをはつきりしておいていただきたいし、より明確にしていだきたい。ことに私はここで取り上げていかなければならぬことは、そういう繭の値段をきめるその根本は、糸の値段をきめる関係になつてくる。私はそこで問題をとり上げたい。蚕糸振興審議会、これは繭の価格を安定させ、そして生産の推進をはかつていくという機関のようであります。これには生産部門と価格部門の二つがある。特に私は価格部門について問題をとり上げてみたい。今日、農産物価格をいろいろな機関で決定するものがある。米価審議会もその一つである。その他いろいろあるが、繭の価格、糸の価格を審議する機関がこの審議会。この審議会の私は構成が問題だ。この審議会を構成しているのが製糸業者の代表、それから政府機関の代表、それから農民の代表というふうなことで、政府機関代表二人、何といつても絶対多数で入つておる。この運営がまた実に問題だ。そこで審議され決定される糸価、繭価といふのは、全く秘密のうちに審議されて、その内容が全然明らかになつていない。こういうふうな審議の方法、審議会の構成、ここに私は繭と糸の決定に対する民主的な形がくずれてゐるということを見出すと同時に、これが非常に大きなあやまちのも

とになつてきておる。こういうふうなことをいつまでもやつておつては、これはもう生産の増強なんといふものはこれはできるはずがない。そこで、問題になることは、繭の生産者、糸の生産者、これが明らかにされてゐない。こういうふうなことで、こういう機関でこういう運営の方法で決定することは間違ひである。その点はどうなんですか。まず、間違つたことは間違つた、はつきり直したほうがいいと思ふのです。

○国務大臣(倉石忠雄君) いまお話しした蚕糸振興審議会でございますが、これは、長年の専門的におられる方々、それからそういう点についての学識経験者の方々、こういう方々にお願ひをして、先ほど来ここで話しておりましたように、養蚕並びに製糸業の将来の見通しなどについてもそれぞれ御検討なさるであらうし、また、生産コスト等につきましては農林省の担当者いろいろな資料を差し上げて御判断の資料といたしたい、こういうことで運営いたしておりますので、私どもはこの蚕糸振興審議会というものはたいへん權威のある御研究をなさつて政府に答申していただいているものであると存じておりますので、これはやはり蚕糸振興についてかなりな成果をあげていただいているように理解いたしております。

○武内五郎君 局長に伺ひますが、その審議会の構成、運営について明らかにしてもらひたい。○政府委員(石田朗君) 審議会と価格安定帯、価格の決定の関係でございますが、これはかつては繭糸価格安定審議会というものがございまして、その繭糸価格安定審議会において御議論をいただきた、価格の決定のための基礎をそこで御議論いただいておつたわけであります。本年三月、蚕糸振興審議会——従来ございまして蚕糸振興審議会と繭糸価格安定審議会の二つの審議会をいっしょに合併いたしまして全体として蚕糸振興審議会という名前と相なつたわけでございまして、安定帯価格の審議につきましては、蚕糸振興

今回の法改正は、国内生産の停滞の中で内需が強含みでありまして、それで、糸の価格は高くなつて、輸出はこれまた伸びない、輸入がふえて輸出が伸びない、そこで、輸出の長期に安定をはかりますために事業団法の改正を行なうというその趣旨については、異議を差しはさむものではないと思います。問題は、事業団が輸出を安定させ、さらに伸ばさせますために、糸価をまず適正な価格に安定させるという機能を持たなければならぬと思ふわけであります。その機能とは、具体的に言うならば、蚕糸事業団が糸を手持つということであらうかと思ふのであります。昨年の蚕糸事業

明をいたしておりますように、現在の価格の動きが、市場の条件の中で動いております。また、その中に生糸取引所といったようなものも価格形成に関与いたしております。たとえば値上り等が取引所の過当投機によつて激成される、こういうようなことは極力これを避けなければなりません、これに對しましては、たとえば昨年等におきましても、九次にわたり取引所に対する規制措置を取引所当局の御協力のもとに行ないました。そのため、昨年もし仕手介入等による取引所の混乱というようなことは避け得たかと考えております。したがしまして、この上値押えのむずかしさを各

めるのかということ、これは蚕糸業界等から政府に建議あるいは陳情、要請の形で申し立てられたものによりますと、一応の意向が明らかになつておりますが、農林大臣が許可するということになるのでありますから、まず、農林省蚕糸局としてどのような認可基準を持つておられるのかどうか、これは次官からでも局長からでもけっこうであります、このことをひとつ明らかにしていただきませんか、ただ大ざっぱに買入れるといふだけじゃ、これは法案の具体的な審議にならぬといふふうに思いますので、質問をいたします。

○政府委員(石田明若)　ただいまお話のございま

ることによって畜産振興事業団等がとっており、さらに利ざや等が出た場合には国内のいわゆる養蚕振興に使うという、こういう公的な立場でこういう問題を処理することが望ましいというふうに思うのでありますが、少なくとも蚕糸業振興審議会から強く建議された問題を政府が聞き入れなかった。それにはその理由があらうと思うのでありますが、その理由をひとつこの機会に明らかにしていただきたいと思うわけであります。

○政府委員(石田明君) ただいまお話がございましたが、輸入生糸についてもこれを蚕糸事業団に取り扱わせることが適當ではないかということ

が、確かにいまお話しのごとく、蚕糸業振興審議会の建議の一部として入っております。これにつきましては、私も、これをどのように実現いたすべきかについて十分に検討をいたしましたわけでございます。実は、輸入生糸につきましては、現実の全体の量がまだ生糸全体の中から申せばそう大きくない点もございまして、輸入経路等もかなり複雑であり、かつ輸入の今後の見通し等におきましても、先ほどの山添参考人の御意見等々によりまして、今後必ずしも十分の見通しを把握し得るだけの材料を持ち合わせておられない。かつまた、現在、輸入生糸の輸入は自由化されておりますけれども、これが輸入が多くなることはまことに残念ではございますが、需給に現実的にはある程度緩和に相なつておるといふ実情におきましても、実は値段はかなり強調に推移いたしております。したがって、輸入生糸がいま現在直らにもつて生産者に悪影響を及ぼしておるといふような事態では必ずしもないわけでございます。将来長きを考えまして輸入生糸問題をどう取り扱うかといふのはいろいろ検討し、これについて考えなければならぬ問題でございますが、これについてはなおいま少し現在の輸入生糸の実態及び今後の趨勢等を十分ながめまして検討をいたす必要があるのではないかと。一方、輸出用生糸の取り扱いにつきましては、現在の輸出が非常に減少いたしております、国際的な市場を全く失つてしまつておそれさへございますので、これにつきましては緊急に手を打つ必要があるということで、今回の改正法案におきましては輸出用生糸の取り扱いについて法案改正をお願いをし、輸入生糸問題につきましても引き続き検討をいたす、こういうことになつておる次第でございます。

○委員長(野知浩之君) 本案については、本日はこの程度にとどめます。

○委員長(野知浩之君) 次に、農林水産政策に関する調査として、寒波によるかんきつ類の被害に関する件を議題といたします。

質疑のある方は、順次御発言願います。

○温水三郎君 主としてミカンの寒波による被害の關係について質問をしたいのですけれども、その前に、ミカンの増産が非常に進んでおる。このミカンの増産をやっている農家自体が、今後長期にわたるミカンの供給とそれから消費との關係等について若干の不安を持っておるのであります。が、今後かなり長期にわたるミカンの供給がどうなるか、それからその需要が国内の需要がどうなるか、さらに、他の果実、ことにバナナ等の關係はどうなるか、さらにまた、輸出關係はどうなるか、この見通しをひとつお聞かせ願いたいと思ひます。

○政府委員(八塚陽介君) ただいま温水先生のお話のとおり、最近のミカンの栽培は、相当大幅に増進いたしております。最近三カ年は、年約一萬ヘクタールという速度でふえていくわけでございますが、現在のミカン園がおよそ一十一萬ないし十二萬ヘクタールということでございます。から、これが成園になりまして現実にミカンを結果するといふときにどういふふうなことになるだらうかといふことは、これは生産者の方でも当然のこととして非常に危惧を持っておられることは、全く御指摘のとおりでございます。私も、これを全くとらえて、昨年の国会で御改正いたした果樹振興法に基づきまして、本年の三月に、そういう需要の見通しを立て、それに対して生産をどういふふうな指導していくかということ、基本方針を三月三十一日に農林大臣名でもって定めたのでございますが、やはり需要といたしましては今後なお相当伸びるであらう、これはほぼ確実な見込みを得るのではないかと存じます。大体現在の需要の見通しの方法いかんではございますが、果実といふものは、現在、所得がふえるに依つて一応需要もふえるという傾向に過去の趨勢から相なつておられますので、今後の国民経済における成長率、あるいはそれに基つて消費の弾性値といふものから計算をいたしてみますと、やはり十年くらい先には三倍程度の伸びは考えられるのではな

いだらうか。それにいたしても、いま申し上げました年一萬ヘクタールのスピードで生産が伸びてまいりますと、もちろん植えた年から物がなるわけではございませんけれども、やはりこの二十年先の段階では、相当供給が超過するであらう。さらに、ミカンのようなものは当然永年作物でございますから、それから先の需給ということも考慮に入れなければならぬと思ひます。やはり年一萬ヘクタールの植栽のスピードというものは押えなければならぬといふふうな計算をされるわけでございます。そういう意味におきまして、その基本方針におきましては、今後五年間は、従来の一萬ヘクタールのスピードを年六千ヘクタール、さらにその先五年は三千ヘクタール程度のスピードにダウンをさせなければならぬだらうといふことで計算をいたし、かつ、それを示したわけでございます。

それについては、国が別に供出割当であるとか、作付割当であるとかという手段を持ち合わせていないわけでございますから、はたしてそういう数字を示しただけで実効性が確保できるかという問題が別にあるわけでございますが、ただ、従来、三十七年にやはり長期見通しを政府が行ないまして、リンゴについてそういう警鐘を打つた。それに対応いたしまして、やはり新植は相当押えられてまいつたといふ経緯もございまして、かたがた各県にやはり基本方針に基づきました果樹振興計画といふものをつくらせることに相なつておりますが、そういう面におきまして指導をいたしていくといふことで、できるだけその生産の調整といふことについては今後指導の面を力を加えてまいりますれば、ある程度の実効があがるのではないだらうかといふふうに考えているのであります。

なお、需要の内訳でございますが、現在約三倍になるであらうと申し上げましたものは、加工なり輸出なり生食用なりを含めてでございますが、御承知のように、現在の段階では、大部分が生食用でございます。日本のここ十年くらい先のいわ

ば嗜好性という点を考慮いたしますならば、やはり生食用が一番多いといふふうに考えられるのであります。現在、生食、加工、輸出を加えまして、一人頭にしたしまして、二十九基準年度で申しますと、ミカンで十二・六キログラムでございます。約三倍といふことになりまして、三十キログラム程度、これは年間の消費量でございます。そのうちでもやはり圧倒的に国内生果が多い。加工は大体二割くらいに現在なつております。将来も加工の割合はふえると思ひますけれども、御承知のように、加工と生食用との關係は、結局、加工に回すためには原料の値段がある程度押えられなければならないから、生食用の値段が非常に高いと、なかなか加工用に回らないということもございまして、加工も今後ある程度伸びていくだらう。ただ、加工につきましても、加工の半分程度が輸出でございますから、何ぶん相手国のいろいろな事情があるので、なかなか計測はしにくい。このあたりにつきましては、むしろ経験者の意見を聞いてまいらなければならない。

生輸出でございますが、生輸出は、現在、カナダ等に出しておりますが、現在のところさらにアメリカ合衆国向けに生輸出の道が開けてまいる。これは当初でございますし、かつ、植物防疫上の問題がいろいろ制限がございまして、数量的に当初からそれほど多くを期待できないかと思ひますが、いずれにしろそういう道が開けてまいるといふことでございます。

それからバナナについてでございますが、バナナについては、御承知のように、自由化以後、急速に一人当たりの量はふえております。しかし、現在は、国内果実のほは一部程度になつております。そういう意味で、特にミカンのほうが有意義ではバナナより強いという感じがいたしておるのでございます。しかし、影響なきにしもあらずでございますので、今後とも数量については慎重に措置をまいりたいといふふうに考えております。

○温水三郎君 いま輸出の關係をちよつと承つた

のでありますが、もう少し詳しく答えてほしい。
世界のミカンの生産国、そういうものはどこで
あるのか、あるいはまた、輸出は将来大いに伸
びる可能性があるか、あるいはそうでないか、そ
れらの点について、もうちょっとお尋ねしたい。

○政府委員(八塚陽介君) 温州ミカンというこ
とになりますと、世界的には日本が一番多いとい
ふに考えられます。ただ、かんきつ類というこ
とになりますと、たとえばアメリカにおきまして
も、カリフォルニア、フロリダ等におきま
す。それから地中海におきまして、ギリシャ、イ
タリア、スペイン。あるいは、スペインでは、最
近、日本の温州ミカンが若干植栽をされてお
ります。それから南アフリカ連邦。もちろん、たと
えば台湾等におきまして、かんきつ類ということ
になりますと、ボンカンであるとかタンカンであ
るとかいうことで相当あるわけがございます。
ちよつといふ数字がございせんが、世界で一番
大きいかんきつの生産国ということになります
れば、これはアメリカであろうというふうに考
えられます。

○温州三郎君 輸出の見通しは……。

○政府委員(八塚陽介君) 日本の国から輸出を
いたします場合には、一つはかん詰めであり、一つ
は生果でございせんが、現在の段階では、かん詰
めのほうが量が多いのであります。

かん詰めにつきましては、最近よく年間約
五百万箱という量になっておりますが、市場とい
たしましては、アメリカ、カナダ、それから西
独、英国というところがございます。今
後とも努力をいたしたいと思ひますが、端的に言
いますならば、それほど急激にかん詰めがふえる
というふうに期待するのはいささか無理であ
ろ。しかし、着実に伸びていく。

それから生果の輸出でございますが、これは、
ただいま申し上げましたように、主としてカナ
ダに從來出ております。最近、植物防疫上の問題が
一歩前進解決いたしまして、アメリカでも北の五
州だけは入れてよろしいということに相なつたの

であります。その点につきましては、アメリカ
のカリフォルニアにおきましても日本の温州ミ
カンを植栽いたしております。等々で、まあまだア
メリカに対する需要の将来ということについては
いまのところ実績がございせんので、もう少し
努力をいたして考えていこうということござ
います。

なお、ソ連等に昨年十トン程度成約があつた
わけでございますが、これは現在の段階では試験
輸出でございます。私ももともといたしましては、ソ
連は北の国でございますから、かつ、シベリアの
ほうは日本との交通の便利がよいわけございま
すから、将来有望ではなからうかと思ひますが、
値段、品物等の関係でまあいまいのころは試験
段階と言つていいのではないだろうかと思ひま
す。

○温州三郎君 いまお答えになつたことを、大体
そういうふうになるであらうという、生産から輸
出からそういうことを前提として考える場合に、
これは非常にむずかしい質問だけれども、数年後
のミカンの値段はどういうふうになると予想さ
れますか、価格ですね。

○政府委員(八塚陽介君) 私どもの需給見通しの
ときには、ミカンの価格というものは一応その他
のくだものとの相対的な関係は変わらないとい
う場合の需給はどうなるかというふうに計算をし
たわけでございます。ただ、年々の価格というもの
をどう見通すかはなかなかむずかしいわけござ
います。四十一一年産につきましては、実は四十
一年産に比べて約三割の増産になつたわけであ
ります。したがって、私も、価格については相
当影響があるのではなからうかと心配をいたした
のであります。まあこれはもつと下がつたほう
がいいという消費者のお考えもございせんけれ
ども、あまり下がらない。前年の価格の九七、八で
あつたというところでございます。一年だけの例
もつてどうこうと言うのは必ずしも適切ではござ
いせんが、四十一一年産は四十年に比べて三割の
増で、価格的には九七、八であつたということか

ら、それほど近い将来に価格が下がるということ
は一応考えられないのではないだろうかと思つて
おります。ただ、年々の価格はどうかということ
になりますと、あまり確実に申し上げるのは
ちよつと差し控へたいと存じます。

○温州三郎君 それでは、時間もあまりないよう
です。簡単に伺ひますが、本年の一二月の
寒波によるところの被害で果実の損害がかなり
あつたと思ひますが、樹体損傷による被害がかなり
大きいので、三十八年にもやはりそういう被害
があつたと思うのですが、三十八年の被害と比較
して、本年一二月の被害、ことに樹体損傷によ
る被害を農林省ではどういふふうに見ておられ
るか、それを伺ひたい。

○政府委員(八塚陽介君) 三十八年の被害は、や
はり四十二年の被害よりはかなり大きかつたわけ
でございます。ただいまのお話では、樹体損傷の
お話をございせんが、果実の被害状況から申しま
す。夏ミカンを除きまして、ミカンだけにつ
いても、三十八年では約七十一億、本年は十一億、
夏ミカンを加へますと、三十八年は九十億、本年
は二十六億ということでございます。

それから樹体につきましては、樹体の損傷の
あつた面積につきましては、樹体が損傷して改植
をしなればならないという、いわゆる統計調査
部の「甚」という、はなはだしい被害の起こつた部
分は、三十八年では約八千四百ヘクタール、四十
二年では四千四百八十ヘクタール、大体そういう
ことで、もちろん本年の被害も決して少ないとい
うようなものではございせんけれども、三十八
年に比べましては幸ひにしてやや軽かつたと存
じます。

○温州三郎君 三十八年の被害、ことに樹体損傷
の被害について何か対策をとられたと思ひわけ
あります。実は本年の樹体被害に対する改植措
置の関係で、農家におきましては苗木の手当て等
に対する高額の助成措置を強く要望しておるの
で、三十八年の場合のような措置と比較して今年
講じようとする措置があれば教えてもらひたい。

○政府委員(八塚陽介君) ただいま申し上げま
したように、はなはだしく樹体が損傷するとい
うような場合には、改植をする必要が当然あるわけ
でございます。それに對しまして、三十八年当時
も当然天災融資法によるあるいはその他の公庫資
金等による改植の金資の手当てをいたしたわけ
でございます。さらに、三十八年におきまして
は、まだ苗木がつまり優良な苗木が十分に市場に
出回つていなかったというふうなこともございま
して、共同育苗をやる場合に対して国のほうから
補助するという措置がとられたわけございま
す。本年につきましては、当然のことございま
すが天災融資法がすでに発動になりまして、八億
の融資のワケがございまして、天災融資法により
ましても当然改植用の苗木の購入等ができるわけ
でございます。さらに、本年度、ただいまお話
がございまして、相当地の苗木の購入の補助を
ほしいという要望が被害各県からあるわけ
でございます。私もそのほうをいたしまして、
被害の状況、あるいは苗木の手当の状況、あるいは
はまた、他の農産物に対する苗木購入の補助との
バランス等を検討いたしておるのでございます。

すでに寒波が襲来いたしましてから相当の期間が
たつたのでございせんが、それあたりにつきま
しても、検討を近く終えて、何ぶん態度をきめたい
というふうに考えております。私のいまの感じ
でございますが、從來三十八年のような被害の場合
にとつておりました共同育苗というふうな事業に
對しまして補助をするというふうなことができ
ればというふうに現在考えておる次第でございま
す。

○温州三郎君 農家は共同購入に対する補助を強
く希望しておるのですが、これはできませんか。
○政府委員(八塚陽介君) 現在入手の手当てが相
当いろいろあるわけでございます。資金的に
そういうものを利用すれば対応できるのではない
だろうかということが一点でございます。それか
らもう一点いたしまして、先ほど来申し上げま
したように、相当な勢いで年々新植がふえており

ます。そういう意味におきまして、それだけの苗木の手当てがある程度あるわけでございますから、そういう点から考えますと、共同購入をするものについての手当てというのはいまだ可能であるわけでございますが、一面、ミカンというようなものとそれから他のいわゆる農産物の種苗というようなものとのバランスから考えますと、そういう米等に対するものと同じように扱うのはどうか。先ほど来申し上げましたように、果樹生産者にとっては、現在の新植の勢いでははなはだ前途不安であるという不安はあるわけでございますが、一般農産物の生産者との対比から言いますと、どうも共同購入に対して補助をするということまでいまの段階ではちょっと踏み切れないという状況でございます。

○温水三郎君　そうすると、農林省としては、共同育苗に対して助成をするという方針であるかどうか、その点を、感じではどうも心もとないの、はつきり御答弁をお願いしたい。

○政府委員（八塚陽介君）　まだ形の上でそういうふうにきめておりませんので、感じというふうなばく然とした申し上げ方をして失礼をいたしましたわけでございますが、私の気持ちとしては、共同育苗の補助をやりたいというふうに現在の段階では考えておるわけでございます。

○温水三郎君　久保政務次官に質問いたしますが、ただいま局長の答弁のように、感じとか、そういうつもりだとかいうお話で、どうも心もとないのですが、政務次官は、これを積極的に財政当局ともみずから交渉する用意があるか、御答弁をお願いしたいと思います。

○政府委員（久保勲一君）　局長より先ほど来御説明申し上げておりますような事情でございます。しかし、たいへん御熱意のある御要望でございますから、事務当局とも十分協議をし、なお、財政当局にも当たりまして折衝いたしまして、最善の努力をいたしてまいりたい、かように思っています。

○委員長（野知浩之君）　本件につきましては、この程度にとどめます。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時二十八分散会

六月二十三日日本委員会に左の案件を付託された。

一、昭和四十二年産米価に關する請願（第一四九七号）（第一四九九号）（第一五一三三号）

一、土地改良区の運営費に對する財政措置に關する請願（第一四八九号）

一、中国産食肉輸入禁止解除に關する請願（第一五〇七号）（第一五〇八号）（第一五二八号）

第一四九五号 昭和四十二年六月九日受理

昭和四十二年産米価に關する請願（二四四通）

請願者 鳥取市吉成五一〇美保農協米価対策本部内 福島政雄外一万五千六百五十五名

紹介議員 宮崎 正雄君

この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第一四九九号 昭和四十二年六月十五日受理

昭和四十二年産米価に關する請願（二四四通）

請願者 滋賀県神崎郡能登川町東能登川町農協米価対策本部内 吉田義美外二万七千四百三十名

紹介議員 奥村 悦造君

この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第一五一三三号 昭和四十二年六月十五日受理

昭和四十二年産米価に關する請願（一七七通）

請願者 鳥取県西伯郡中山町八重四九七上中山農協米価対策本部内 山内芳元外一万一千七百四十四名

紹介議員 西村 尚治君

この請願の趣旨は、第一四四〇号と同じである。

第一四八九号 昭和四十二年六月十四日受理

土地改良区の運営費に對する財政措置に關する請願

請願者 名古屋市西区花ノ木町一ノ一愛知県土地改良事業団体連合会会長 丹羽兵助外百三名

紹介議員 横井 太郎君

土地改良区の職員給及び事務費に對し、国の直接助成又は地方交付税制度の運用による等適切な財政援助措置をすみやかに講ぜられたい。

理由

一、土地改良区は、農業近代化の第一線的任務を担当する重要機関であり、当然これを公共組織として保護育成すべきものであるにもかかわらず、政府はなんらかえりみるどころがなかつたため、いまや弱体化の一途をたどり、土地改良事業の実施に支障を生ずるほどになっている。

二、土地改良区の職員給は、一般公務員のそれをはるかに下まわる低給手であるが、近時国及び公共団体が、年々恒例的に給与の大幅引上げを実施しているのに、土地改良区としてもこれに準ぜざるを得ない実情におかれ、しかも土地改良区としては、すでに土地改良費が農民負担の限界に達した現状では、その財源を賦課金等に求めることがきわめて至難のために、経常的経費のわく内において事務費等を圧縮して、その財源を工面せざるを得ない苦境に当面している。

三、土地改良区の苦境をこのまま放置することは、今後国の近代化施策の推進と土地改良制度そのものの保持に重大な結果を及ぼすことになる。

第一五〇七号 昭和四十二年六月十五日受理

中国産食肉輸入禁止解除に關する請願

請願者 東京都港区元赤坂一ノ一ノ一五株式会社和水物産代表取締役 小笠原二三男

紹介議員 野々山一三君

中国産の食肉については、現在中国における家畜衛生管理状況が不明であるとの理由で、家畜伝染病予防法に基づき、わが国への輸入は禁止されているが、三回にわたり、わが国の家畜衛生管理の専門技術者が訪中し現地調査の結果、心配されるような家畜伝染病はすでに防除されていることが解明されたので、わが国における食肉需給の緩和と日中貿易の発展促進のために、現在の中国食肉輸入禁止の早急解除を図るより配慮されたい。

理由

一、三回にわたる現地調査及び中国側の定期報告により、心配されるような家畜の疫病はきわめて良好に防除され、中国からの食肉を輸入してもわが国の家畜に疫病を感染させるような危険性は、いまや絶無であると考えられる。

二、西欧諸国では食肉の供給源を豪州、ニュージーランドから中国に転換している。わが国でも今後ますます増大する食肉の需要からみて、食肉輸入供給源としての中国の地位を正しく評価し、一日も早く食肉の輸入禁止を解除すべきである。

三、日中貿易の拡大発展促進、日中間の政治的不信解消等の見地からも、一日も早く本件の解決が望まれる。

第一五〇八号 昭和四十二年六月十五日受理

中国産食肉輸入禁止解除に關する請願

請願者 東京都台東区西浅草一ノ一ノ九茶谷産業株式会社東京支店內 福原武徳

紹介議員 矢山 有作君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

第一五二八号 昭和四十二年六月十五日受理

中国産食肉輸入禁止解除に關する請願

請願者 東京都中央区日本橋小伝馬町二ノ二ノ五太平洋物産株式会社社長 柏原正夫

紹介議員 梶原 茂嘉君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

病予防法に基づき、わが国への輸入は禁止されているが、三回にわたり、わが国の家畜衛生管理の専門技術者が訪中し現地調査の結果、心配されるような家畜伝染病はすでに防除されていることが解明されたので、わが国における食肉需給の緩和と日中貿易の発展促進のために、現在の中国食肉輸入禁止の早急解除を図るより配慮されたい。

理由

一、三回にわたる現地調査及び中国側の定期報告により、心配されるような家畜の疫病はきわめて良好に防除され、中国からの食肉を輸入してもわが国の家畜に疫病を感染させるような危険性は、いまや絶無であると考えられる。

二、西欧諸国では食肉の供給源を豪州、ニュージーランドから中国に転換している。わが国でも今後ますます増大する食肉の需要からみて、食肉輸入供給源としての中国の地位を正しく評価し、一日も早く食肉の輸入禁止を解除すべきである。

三、日中貿易の拡大発展促進、日中間の政治的不信解消等の見地からも、一日も早く本件の解決が望まれる。

第一五二八号 昭和四十二年六月十五日受理

中国産食肉輸入禁止解除に關する請願

請願者 東京都中央区日本橋小伝馬町二ノ二ノ五太平洋物産株式会社社長 柏原正夫

紹介議員 梶原 茂嘉君

この請願の趣旨は、第一五〇七号と同じである。

六月二十四日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、学校給食の用に供する牛乳の供給等に関する特別措置法案(衆)

学校給食の用に供する牛乳の供給等に関する特別措置法案

特別措置法案

第一条 この法律は、牛乳の学校給食の実施に伴い、学校給食の用に供する牛乳の買入れ及び給付に関する措置について必要な事項を定めるものとする。

(学校給食用の牛乳の供給の確保)

第二条 国及び地方公共団体は、学校給食(学校給食法(昭和二十九年法律第六十号)第三条第一項に規定する学校給食をいう。以下同じ)の用に供する牛乳(同法第四条第二項の乳製品を含む。第五条を除き以下同じ)の円滑な供給が確保されるように努めなければならない。

(学校給食用の牛乳の無償給付)

第三条 国は、毎会計年度、学校給食の用に供する牛乳を買入れ、公立又は私立の義務教育諸学校(学校給食法第三条第二項に規定する義務教育諸学校をいう)の設置者に無償で給付するものとする。

(学校給食用の牛乳の買入れ及び給付に関する計画)

第四条 農林大臣は、政令で定めるところにより、毎会計年度、当該年度の開始前に、文部大臣と協議して、学校給食の用に供する牛乳の買入れ及び給付に関する計画を定めなければならない。

(買入価格)

第五条 国が第三条の規定により買入れる学校給食の用に供する牛乳又は学校給食法第四条第二項の乳製品の買入価格は、次の各号に掲げる

価格とする。

一 牛乳については、生乳の生産者価格に処理及び販売に要する標準的な費用を加えて得た額を基準として農林大臣が定める価格

二 乳製品については、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法(昭和四十年法律第十二号)第十一條第一項第二号の安定指標価格が定められているものにあつてはその価格、その他のものにあつては農林大臣が定める価格

2 前項の生乳の生産者価格は、政令で定めるところにより、生産される生乳の相当部分が飲用に供される生乳であると認められる地域における生乳の生産費を基礎とし、物価その他の経済事情を参酌し、生乳の再生産を確保することを旨として農林大臣が定める。この場合において、生乳の生産費に含まれる自家労働の価額は、他の産業に従事する労働者の賃金の額と同一水準のものでなければならない。

3 第一項の農林大臣が定める買入価格及び同項の生乳の生産者価格(以下「買入価格等」という)は、毎会計年度、当該年度の開始前に定めなければならない。

4 農林大臣は、買入価格等を定めようとするときは、畜産振興審議会の意見をきかなければならない。

5 農林大臣は、買入価格等を定めたときは、遅滞なく、これを告示するものとする。

6 農林大臣は、物価その他の経済事情の変動により必要があるときは、買入価格等を改定することができる。

7 第四項及び第五項の規定は、前項の規定による買入価格等の改定について準用する。

(生乳生産者団体からの優先買入れ)

第六条 国は、第三条の規定による学校給食の用に供する牛乳の買入れについては、生乳生産者団体(生乳の生産者が直接又は間接の構成員となつている農業協同組合又は農業協同組合連合会をいう。以下同じ)からの買入れを優先的に行なうものとする。

(国の補助)

第七条 国は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、生乳生産者団体に對し、学校給食の用に供する牛乳の供給の円滑化を図るため、牛乳の処理又は乳製品の製造に必要な施設の改良、造成又は取得に要する経費について、その三分の二を補助するものとする。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和四十三年四月一日から施行する。ただし、第五條第四項、次項及び附則第七項の規定は、公布の日から施行する。

(経過規定)

2 第四條の計画の作成及び買入価格等の決定に関する手続は、この法律の施行前においても行なうことができる。

3 昭和四十三年年度の第四條の計画の作成については、同条中「当該年度の開始前に」とあるのは、「この法律の施行後遅滞なく」とする。

4 昭和四十三年年度の買入価格等の決定については、第五條第三項中「当該年度の開始前に」とあるのは、「この法律の施行後遅滞なく」とする。

5 (食糧管理特別会計法の一部改正)
食糧管理特別会計法(大正十年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「(以下農産物等ト謂フ)の下に、学校給食の用に供する牛乳の供給等に関する特別措置法(昭和四十二年法律第 号)第三条ノ規定ニ依リ政府ノ買入ル牛乳(以下学校給食用牛乳ト謂フ)を加える。」

第一条ノ二中「農産物等安定勘定」の下に、「学校給食用牛乳勘定」を加える。

第二条、第三条及び第四条の三中「農産物等」の下に、「学校給食用牛乳」を加える。

第六条ノ二ノ二を第六条ノ二ノ三とし、第六条ノ二の次に次の一条を加える。

第六条ノ二ノ二 学校給食用牛乳勘定ニ於テハ一般会計ヨリノ受入金其ノ他附屬雜收入ヲ以

テ其ノ歳入トシ学校給食用牛乳ノ買入代金、学校給食用牛乳ノ買入及給付ニ關スル諸費、業務勘定ヘノ繰入金其ノ他附屬諸費ヲ以テ其ノ歳出トス

前項ノ一般会計ヨリノ受入金ハ予算ノ定ムル所ニ依リ学校給食用牛乳ノ買入及給付ニ關スル経費ニ充ツル為一般会計ヨリ之ヲ繰入ルモノトス

第六条ノ三中「農産物等安定勘定」の下に、「学校給食用牛乳勘定」を加える。

第六条ノ九中「農産物等」の下に、「学校給食用牛乳」を加える。

第八条ノ四ノ二中「輸入飼料勘定ニ付テハ」を「学校給食用牛乳勘定及輸入飼料勘定ニ付テハ」に改める。

(食糧管理特別会計法の一部改正に伴う経過規定)

6 食糧管理特別会計法第六條ノ八第二項第二号又は第三号の規定により食糧管理特別会計の予算に添付すべき前年度又は前年度に係る書類については、昭和四十三年度分(前年度に係る当該書類については、昭和四十四年度分を含む)の予算に限り、これらの規定にかかわらず、なお従前の例による。

(農林省設置法の一部改正)

7 農林省設置法(昭和二十四年法律第一百五十三号)の一部を次のように改正する。

第四條第四十七号の四の次に次の一号を加える。

四十七の五 学校給食の用に供する牛乳の供給等に関する特別措置法(昭和四十二年法律第 号)の規定に基づき、学校給食の用に供する牛乳の買入れ及び給付を行なうこと。

第三十四條第一項の表畜産振興審議会の項中「及び加工原料乳生産者補給金等暫定措置法(昭和四十年法律第十二号)」を「加工原料乳生産者補給金等暫定措置法(昭和四十年法律第十二号)及び学校給食の用に供する牛乳の供給等に関する特別措置法」に改める。

第五十条に次の一号を加える。

七 学校給食の用に供する牛乳の買入れ及び給付に関する事。

(酪農振興法の一部改正)

8 酪農振興法(昭和二十九年法律第百八十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十四条の三―第二十四条の三の四」を「第二十四条の三・第二十四条の三の二」に改める。

第二十四条の三の二から第二十四条の三の四までを次のように改める。

(学校給食用の牛乳の無償給付)

第二十四条の三の二 政府は、牛乳及び乳製品の消費の増進を図ることにより酪農の健全な発達に資するとともに、児童及び生徒の心身の健全な発達と国民の食生活の改善に資するため、学校給食の用に供する牛乳を義務教育諸学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する小学校、中学校又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の小学部若しくは中学部をいう。)の設置者に無償で給付する措置を講ずるものとする。

2 前項に規定する措置に関し必要な事項は、別に法律で定める。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、平年度約二百五十二億円の見込みである。